

# 環境報告書

令和3年度版

(令和2年度実績報告)



各務原市

# 各務原市環境報告書目次

各務原市の概況.....	1
(1) 行政機構と事務分掌（令和3年4月1日現在）.....	2
(2) 市民生活部環境室人員配置状況（令和3年4月1日現在）.....	3
(3) 市民生活部環境室令和2年度決算.....	4
(4) 市民生活部環境室令和3年度予算.....	5
(5) 総合計画目標及び実績.....	6
<b>第I編 環境保全</b> .....	<b>7</b>
<b>第1章 環境保全施策の総合的推進</b> .....	<b>7</b>
第1節 第2次各務原市環境基本計画の推進.....	7
第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画.....	24
第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画.....	24
第4節 各務原市環境市民会議.....	25
第5節 環境保全協定（公害防止協定）.....	26
第6節 環境啓発・環境学習.....	26
<b>第2章 環境の現状と対策</b> .....	<b>28</b>
第1節 大気環境.....	28
第2節 水環境.....	29
第3節 騒音・振動.....	30
第4節 化学物質対策.....	33
第5節 浄化槽の整備.....	33
第6節 環境美化.....	33
第7節 環境衛生.....	35
第8節 公害.....	36
<b>第II編 廃棄物処理</b> .....	<b>38</b>
<b>第1章 令和2年度一般廃棄物処理計画</b> .....	<b>38</b>
第1節 事業年度.....	38
第2節 一般廃棄物の排出状況.....	38
第3節 ごみ処理計画.....	38
<b>第2章 ごみ処理事業</b> .....	<b>39</b>
第1節 処理の現状.....	39
第2節 ごみ処理単価.....	39
第3節 収集処理実績（北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ）.....	40
第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動.....	41
<b>第3章 し尿処理</b> .....	<b>46</b>
第1節 処理実績.....	46
<b>令和2年度 環境トピックス</b> .....	<b>47</b>
<b>全体評価</b> .....	<b>48</b>

## 各務原市の概況

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に大河木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢で、人々が住むに最適の環境にあります。また、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、平成 16 年 11 月には、羽島郡川島町との合併により面積 87.81k ㎡、人口約 15 万人を持つ都市となりました。

隣接する関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる市北部の丘陵地帯は、濃尾平野の北端に位置し、広く木曾川から伊勢湾に及ぶ雄大な眺望を誇ります。また、古来、地域に豊かな恵みをもたらす母なる川、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、人々の生活を潤すとともに多様な自然が四季折々美しく風景を彩ります。

また本市は、中部都市圏の中心の名古屋市へ 30km、岐阜市へ 8km 圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約 30 分、富山方面へ約 2 時間 30 分とアクセスに優れています。また、東西に JR 高山本線、名鉄各務原線、国道 21 号が走るほか、南北に主要地方道江南関線が通り基幹交通網を形成しています。



(令和 3 年 4 月 1 日現在)

- 総人口 : 146,806 人
- (男) : 72,710 人
- (女) : 74,096 人
- 世帯数 : 61,056 世帯

(1) 行政機構と事務分掌 (令和3年4月1日現在)

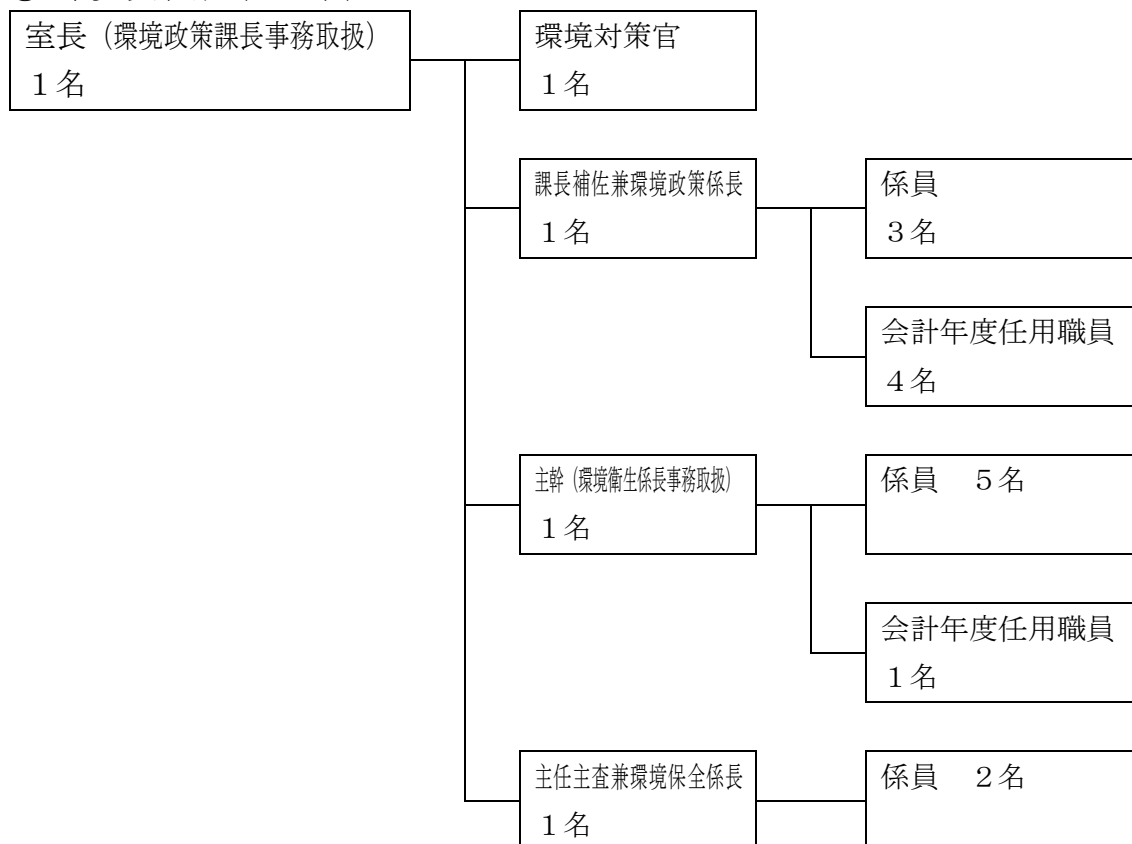
市民生活部環境室

環境政策課	環境政策係	環境に関する施策の総合企画及び調整に関する こと	
		ごみ処理の事業計画その他ごみに関する こと	
		ごみの減量に関する こと	
		リサイクルの推進に関する こと	
		廃棄物の不法投棄等の処理及び指導に関する こと	
		北清掃センターとの連絡調整に関する こと	
	環境衛生係	食品、麻薬等の公衆衛生思想の普及、啓発及び 指導に関する こと	
		そ族、昆虫等の駆除及びその指導に関する こと	
		し尿処理の事業計画その他し尿等に関する こと	
		浄化槽設置整備補助金に関する こと	
		畜犬登録に関する こと	
		火葬場の管理に関する こと	
		市営墓地の使用許可及び管理並びにその他の墓 地の指導に関する こと	
		墓地、火葬場の経営許可に関する こと	
		クリーンセンターとの連絡調整に関する こと	
		動物愛護に関する こと	
	環境保全係	自然の保全に関する こと	
		公害の苦情処理に関する こと	
		公害対策の連絡調整に関する こと	
		公害防止の普及に関する こと	
		地球温暖化防止対策に関する こと	
		悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに騒音 規制法（昭和43年法律第98号）等に基づく届 出に関する こと	
		自然公園法（昭和32年法律第161号）に基 づく届出に関する こと	
	北清掃センター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び 管理に関する事務
	クリーンセンター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び 管理に関する事務

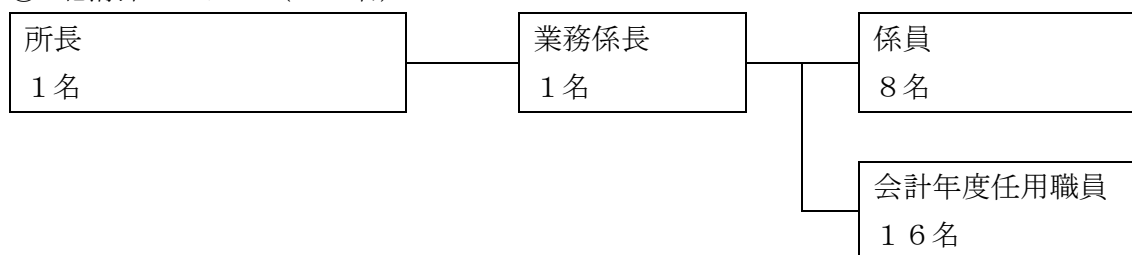
(2) 市民生活部環境室人員配置状況 (令和3年4月1日現在)

市民生活部環境室 (環境室長他55名)

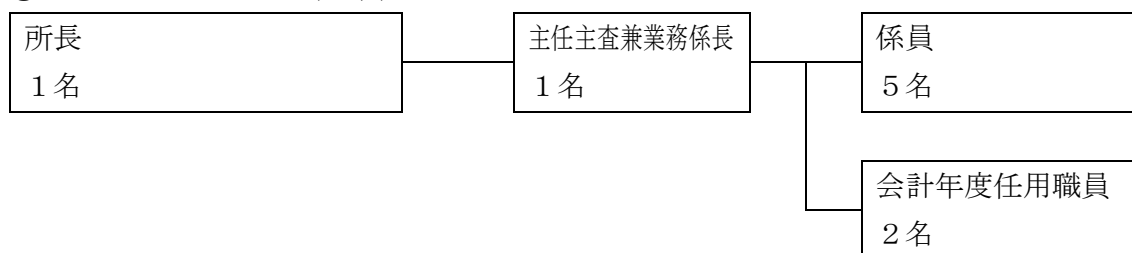
① 環境政策課 (20名)



② 北清掃センター (26名)



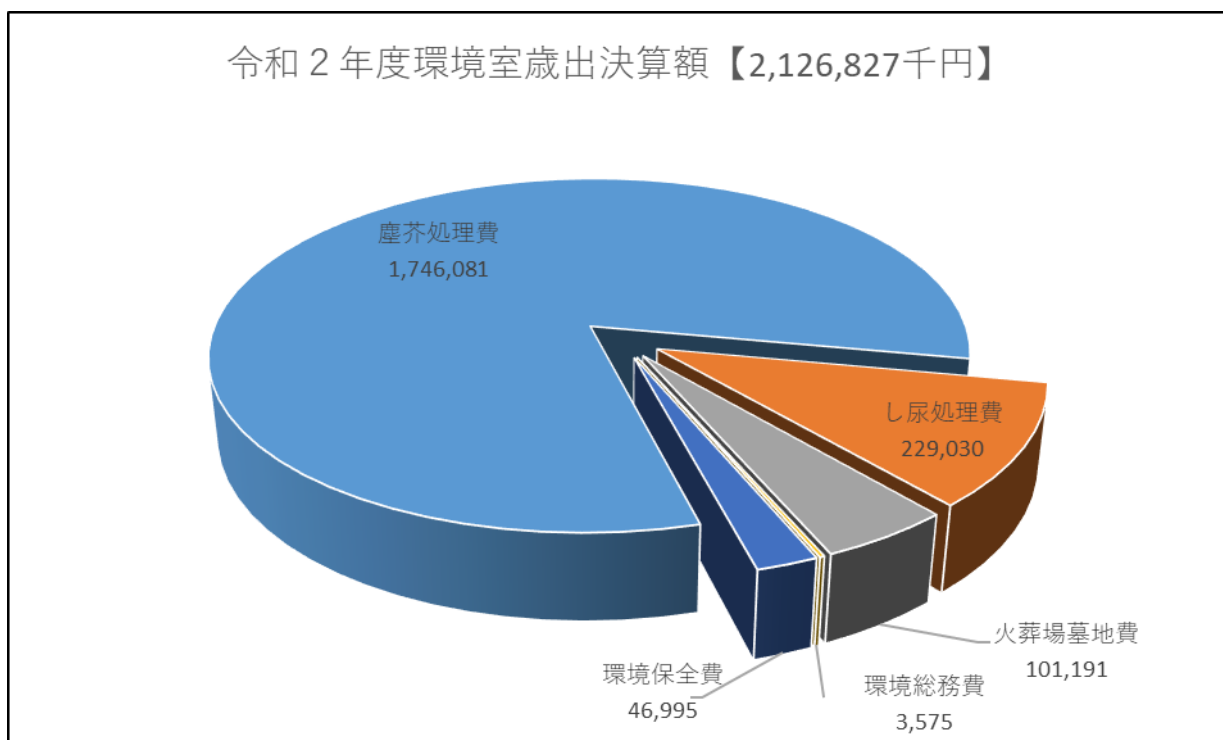
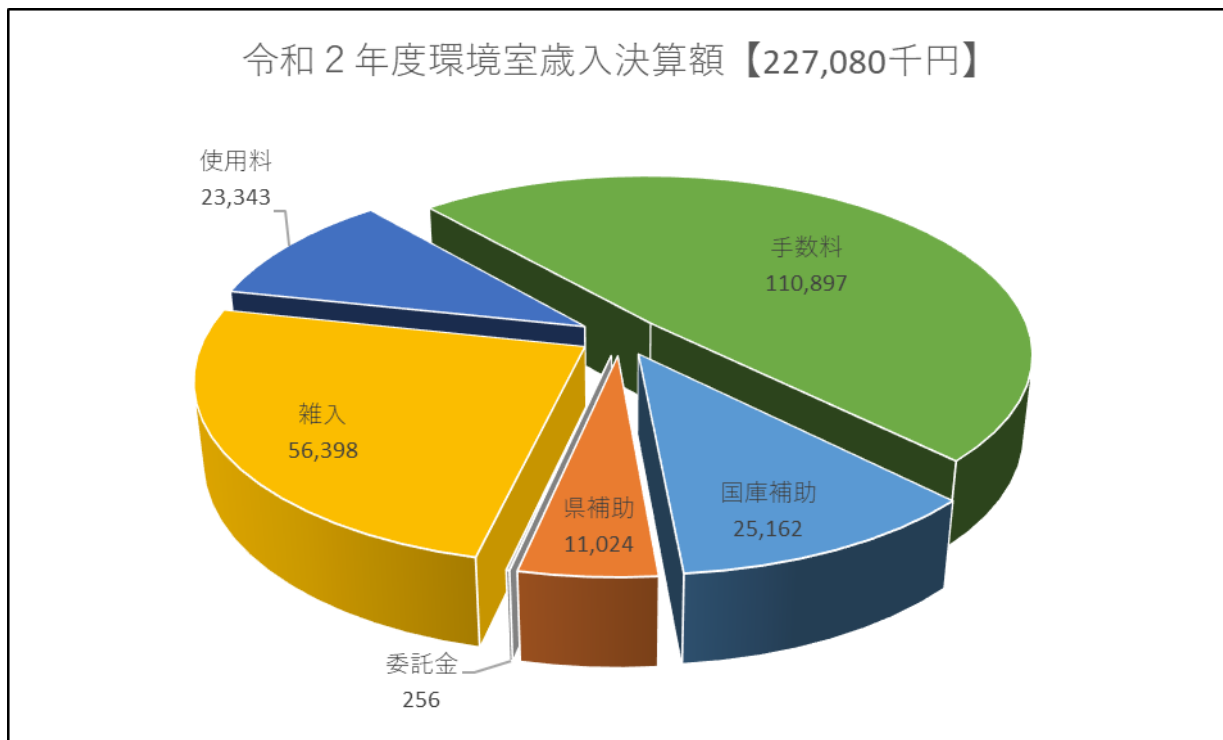
③ クリーンセンター (9名)



### (3) 市民生活部環境室令和2年度決算

各務原市の令和2年度一般会計の決算額は、歳入が75,416,977千円、歳出が71,342,311千円でした。

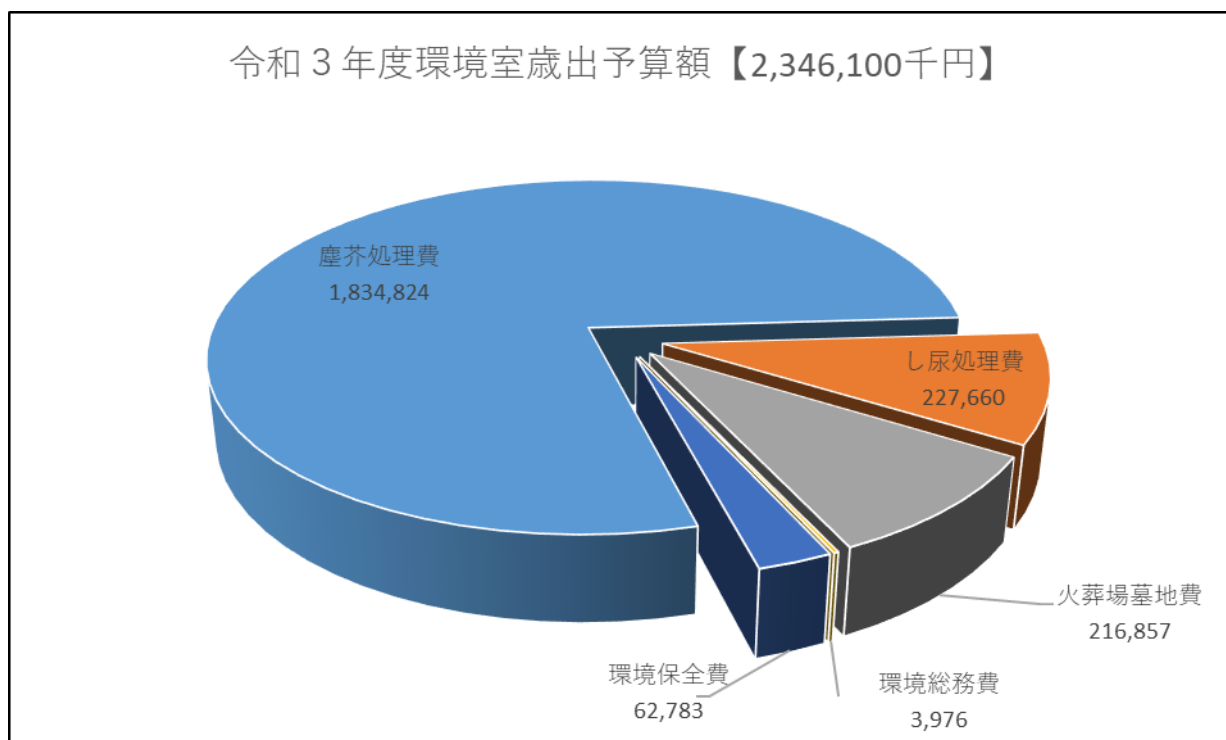
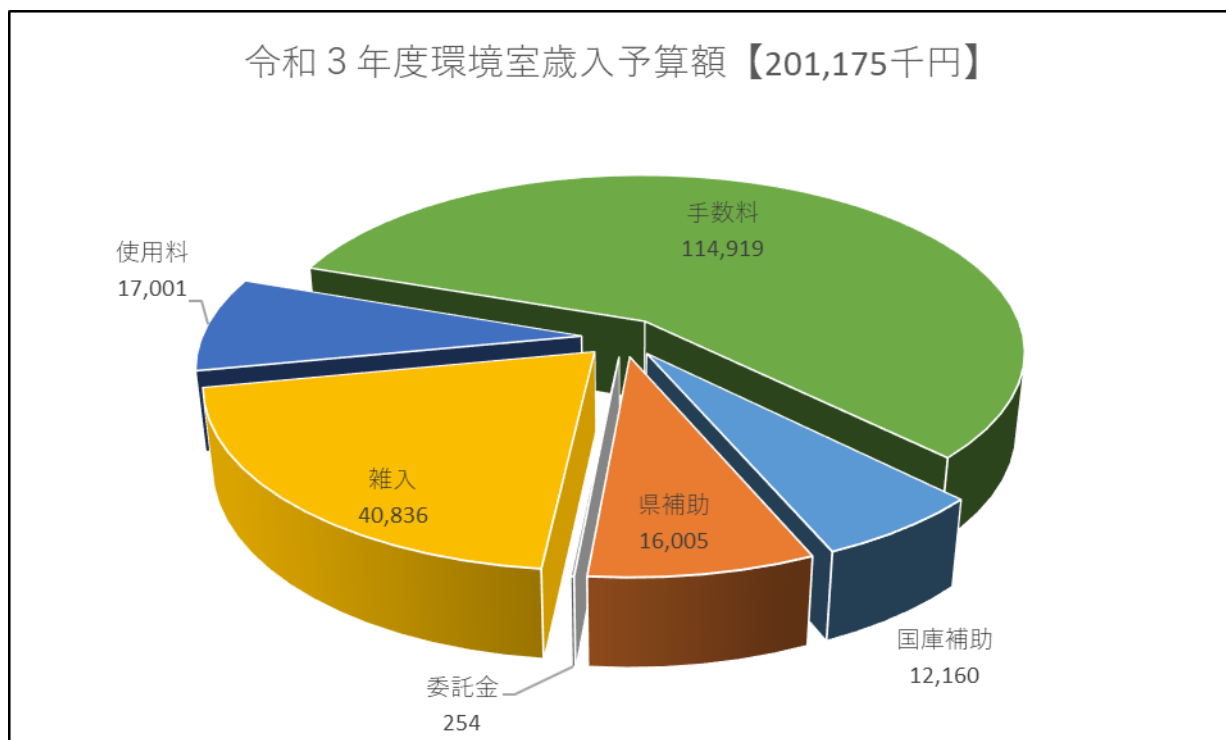
一般会計の内、環境室の決算額は、歳入が227,080千円、歳出が2,126,827千円でした。内訳は下図のとおりです。



#### (4) 市民生活部環境室令和3年度予算

各務原市の令和3年度の一般会計予算額は、530.7億円です。

一般会計の内、市民生活部環境室の予算額は、歳入201,175千円、歳出が2,346,100千円です。内訳は下図のとおりです。



(5) 総合計画目標及び実績

---

事業の進捗状況

	基本項目	2020年度実績	目標 2024年度末
総合計画	環境教室等の参加者数（年間）	3,035人	3,200人
	一人1日当たりのごみ焼却量	760g	710g以下
	汚水衛生処理率	91.5%	94.1%

	基本項目	2020年度実績	目標 2027年度末
環境基本計画	リサイクル率	26.7%	30.0%



# 第 I 編 環境保全

## 第 1 章 環境保全施策の総合的推進

### 第 1 節 第 2 次各務原市環境基本計画の推進

#### 1. 計画の概要

##### (1) 計画の期間

2018 年度～2027 年度

##### (2) 基本理念

みんなで未来につなげる美しい各務原

##### (3) 総合的な目標

###### ①環境教室などへの参加者数

2027 年度までに年間 3,300 人達成 (2016 年度より 335 人増)

**2,965 人 (2016 年度) →3,300 人 (2027 年度)**

###### ②リサイクル率

2027 年度までに 30%達成 (2016 年度比 1.6 ポイント増)

**28.4% (2016 年度) →30.0% (2027 年度)**

###### ③ごみ焼却量※ごみ焼却量は北清掃センターで焼却する量

2027 年度までに 5%削減 (2016 年度比)

**39,780 t (2016 年度) →37,790 t (2027 年度)**

###### ④汚水衛生処理率

2027 年度までに 96.0%達成 (2016 年度比 6.9 ポイント増)

**89.1% (2016 年度) →96.0% (2027 年度)**

##### (4) 基本方針

- A. 環境を考え行動する人づくり
- B. 資源を大切に暮らすまちづくり
- C. 自然と共生するまちづくり

##### (5) 環境行動計画



図 1-1-1 基本方針、行動目標の体系

基本方針	行動目標
方針 A 環境を考え 行動する人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう
	A2 大人が環境について学べる機会をつくろう
	A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう
	A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

基本方針	行動目標
方針B 資源を大切に暮らす まちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）
	B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）
	B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）
	B4 適切にごみを排出しよう
方針C 自然と共生するまち づくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう
	C2 地球温暖化防止を推進しよう
	C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

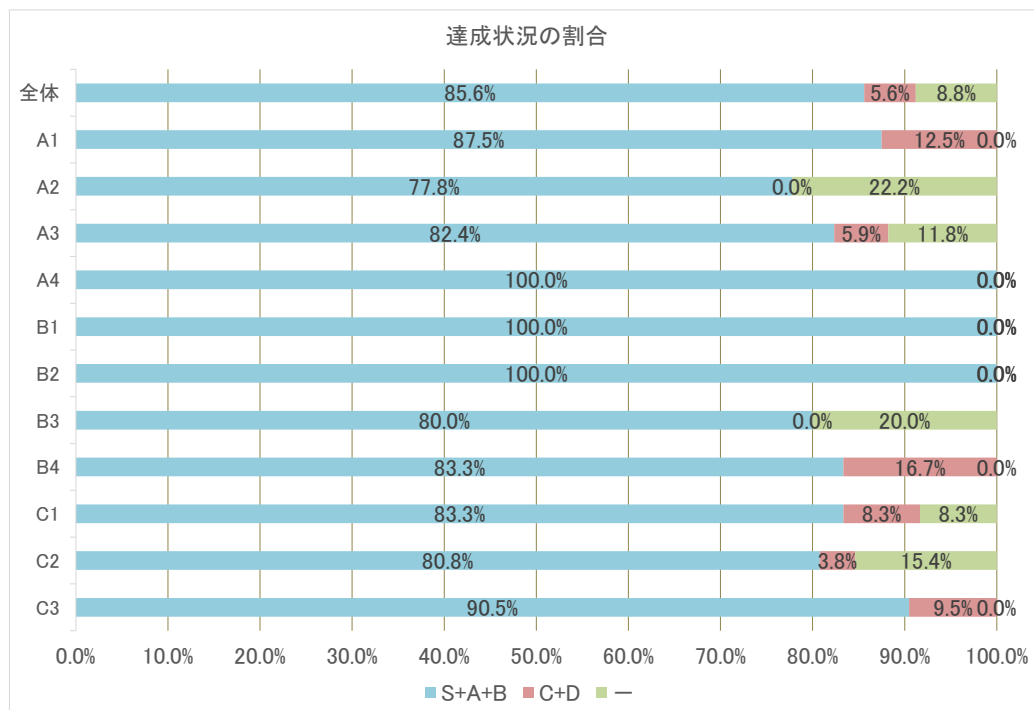
## 2. 達成状況（行政の取り組み）

行政が行っていく事業・施策の進捗状況は、各担当課の評価をもとに、事務局で評価方法（表1-1-1）に基づき評価しました。

表1-1-1 行政が行っていく事業・施策の評価方法

### 【評価方法】

評価	進行状況
S	事業完了
A	十分できている
B	ややできている
C	あまりできていない
D	当該年度対象事業なし
—	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、やむを得ず中止（評価不可）



## 図 1 - 1 - 2 各行動目標の達成状況

### 基本方針A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
A1	1	子ども向け環境教材の提供	環境を楽しく学習できるウェブサイト「環境まなびサイト」のデータを更新する。	サイト内にある、「ごみ、エネルギー、水についての環境プログラム」を修正・更新した。	A	環境政策課
A1	2	こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰する。	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な3作品を表彰した。	A	環境政策課
A1	3	各務原市環境行動賞	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な作品を表彰する。	こども環境チャレンジ宣言を募集し、優秀な9作品（優秀賞3作品、奨励賞6作品）を表彰した。	A	環境政策課
A1	4	講師の募集と紹介	「生涯学習登録講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	講師については、市ウェブサイトや、市が作成する生涯学習情報誌を活用して募集した。出前講座についても、市ウェブサイトや、市が作成する冊子（出前講座2020）を活用して紹介した。環境に関する講座は次のとおり。 市職員による出前講座（5講座）受講者なし、東海学院大学との連携講座（30講座）67名受講、講師による出前講座（4講座）受講者なし	B	いきいき学習課
A1	5	総合的な学習の時間を活用した環境学習の推進	学校の教育課程の中に環境教育を位置付ける。特に総合的な学習の時間に実践的な場を設けて、環境教育を推進する。	60%の小中学校において、総合的な学習の時間に環境学習に取り組んだ。また、社会科や家庭科などの教科の学習や、学級活動、児童会生徒会活動に環境教育を位置付けている学校もある。	A	学校教育課
A1	6	生徒会主導による環境活動の実施	各小中学校の児童会や生徒会を中心に必要に応じて地域とともに、環境保全のためにペットボトルのキャップ回収や通学路のゴミ拾い等の活動を行っている。活動内容は、各小中学校のHPや通信で地域に周知する。	今年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながらの活動となったが、各小中学校の児童会や生徒会、ふれこみ隊等を中心に清掃活動等の環境保全の取組が行われた。活動内容は、各小中学校のHPや通信で地域に周知した。	A	学校教育課
A1	7	学校が実施する環境事業への支援	「学校経営予算」「児童生徒のための予算」により、学校が計画する環境に関する事業への取組みを支援する。予算総額のうち、環境行動にいくら費やすかは、各学校の裁量による。	令和2年度は、環境に関する事業への取組みの計画がなかった。	D	総務課
A1	8	学校の食育の推進	学校と家庭・地域とが連携した食育に関わるような取組みを図る。また、6月は食育月間なので呼びかけなど推進に励む。各季節の日本の伝統的な食文化を伝える。	毎月19日は、「食育の日」として各務原市で作られるものや郷土料理、旬の食材を使った献立になっている。1月には給食週間を設け、地元の伝統的な料理を献立に取り入れ、児童生徒に食文化を感じてもらおう取組を行った。	A	学校教育課

## 基本方針A2 大人が環境について学べる機会をつくろう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
A2	1	環境講座の開催	各務野自然遺産の森において、自然環境教育に関する講座を休日に開催する。	自然体験学習として、「バードウォッチング」や自然遺産の森公園内の「植物観察」などの通常講座を18回実施し166名が受講した。また、幼児を対象とした特別講座「森のようちえん」を開催し、7名が受講した。	A	いきいき楽習課
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	「国際薬膳師が伝える家庭の薬膳」（全5回講座）9名受講 「秋冬・里山自然ハイキング」（全5回講座）20名受講 夫婦対象講座「樹木医と歩く秋の植物観察」8名受講 「冬鳥の観察ウォーキング」24名受講 「鳩吹山ハイキング」19名受講 親子対象講座「親子で作ろう！どんぐりアート」12名受講	A	中央ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	ハイカレッジ第3回目、「犬山城周辺と木曾川河畔自然散策」24名受講 「史跡巡りウォーク（全5回講座）」20名受講。市内に点在する史跡を周辺の自然環境も観察しながらウォーキングした。	B	西ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	小学高学年向けの「おもしろ楽習教室」にて、自然環境講座を実施した。（小学4～6年生：6名受講） ・にほしの解体ショー（第3講）にほしを解体することによって、その体の構造と胃の内容物を確認した。 ・ミニ門松づくり（第6講）身近にある廃材などを使ってオリジナルの門松を作った。 ・ハーブを使ったアロマクリームづくり（第8講）自然から採取した香料について学び、実際に野外に出て身近にあるハーブを探した。	A	川島ライフデザインセンター
A2	1	環境講座の開催	生涯学習講座の中で環境講座を開催する。	令和2年度後期長期講座「天気と月（全6回講座）」9名受講。現在の気象に関する状況から環境問題を考察した。	B	東ライフデザインセンター
A2	2	親子環境学習	親子環境学習会として、オオキンケイギク等の特定外来生物が環境にあたる影響の体験学習を実施する。	5月16日に生物多様性環境学習としてオオキンケイギクの抜き取り体験を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	—	環境政策課
A2	2	親子環境教室	親子環境教室を開催し、「ソーラーカー教室」などの環境教室や環境講演会を通じて、親子で環境について学習する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	—	環境政策課
A2	3	環境をテーマとした図書コーナー設置	環境・エコをテーマに展示企画を実施する。	図書展示コーナーにおいて、5月19日～7月2日の期間で「環境展」を実施し、環境に関する本の紹介を行った。（岐阜県環境月間に合わせて実施）	A	中央図書館
A2	4	講師の募集と紹介※A1-4再掲	「生涯学習登録講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。	講師については、市ウェブサイトや、市が作成する生涯学習情報誌を活用して募集した。出前講座についても、市ウェブサイトや、市が作成する冊子（出前講座2020）を活用して紹介した。環境に関する講座は次のとおり。 市職員による出前講座（5講座）受講者なし、東海学院大学との連携講座（30講座）67名受講、講師による出前講座（4講座）受講者なし	B	いきいき楽習課

## 基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	各務野自然遺産の森において、自然環境教育に関する講座を休日に開催する。	自然体験学習として、「バードウォッチング」や自然遺産の森公園内の「植物観察」などの通常講座を18回実施し166名が受講した。また、幼児を対象とした特別講座「森のようちえん」を開催し、7名が受講した。	A	いきいき楽習課
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	「国際薬膳師が伝える家庭の薬膳」（全5回講座）9名受講 「秋冬・里山自然ハイキング」（全5回講座）20名受講 夫婦対象講座「樹木医と歩く秋の植物観察」8名受講 「冬鳥の観察ウォーキング」24名受講 「旭吹山ハイキング」19名受講 親子対象講座「親子で作ろう！どんぐりアート」12名受講	A	中央ライフデザインセンター
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	ハイカレッジ第3回目、「犬山城周辺と木曾川河畔自然散策」24名受講 「史跡巡りウォーク（全5回講座）」20名受講。市内に点在する史跡を周辺の自然環境も観察しながらウォーキングした。	B	西ライフデザインセンター
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で自然環境教育に関する講座を開催する。	小学高学年向けの「おもしろ楽習教室」にて、自然環境講座を実施した。（小学4～6年生：6名受講） ・にぼしの解体ショー（第3講）にぼしを解体することによって、その体の構造と胃の内容物を確認した。 ・ミニ門松づくり（第6講）身近にある廃材などを使ってオリジナルの門松を作った。 ・ハーブを使ったアロマクリームづくり（第8講）自然から採取した香料について学び、実際に野外に出て身近にあるハーブを探した。	A	川島ライフデザインセンター
A3	1	環境講座の開催 ※A2-1再掲	生涯学習講座の中で環境講座を開催する。	令和2年度後期長期講座「天気と月（全6回講座）」9名受講。現在の気象に関する状況から環境問題を考察した。	B	東ライフデザインセンター
A3	2	こども環境教室	次世代を担うこともたちに、環境や自然の大切さを学ぶ機会として「こども環境教室」（水辺の環境調査、希少野生水生生物、地球温暖化防止の3教室）を開催する。また、産業・農業祭においてLEDの普及啓発活動を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	—	環境政策課
A3	3	環境月間パネル展示	環境月間（6月）に、市の環境活動に関するパネルを展示し、市民に対して啓発を行う。	例年6月下旬に、環境に関するパネル展を開催し市民に対し啓発を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためパネル展を開催しなかった。	—	環境政策課
A3	4	口座振替支払通知書による3R推進啓発	口座振替支払通知書の封筒に3R推進のキャッチコピーや実践可能な活動のPRを印刷し、市からの支払相手方に郵送する。	令和2年度口座振替支払通知書発送件数：25,258件	A	会計課
A3	5	環境をテーマとした図書コーナー設置 ※A2-3再掲	環境・エコをテーマに展示企画を実施する。	図書展示コーナーにおいて、5月19日～7月2日の期間で「環境展」を実施し、環境に関する本の紹介を行った。（岐阜県環境月間に合わせて実施）	A	中央図書館

## 基本方針A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

A3	6	市の環境活動のわかりやすい広報	市広報紙、ウェブサイトなどに、市の環境活動をわかりやすく取りまとめたものを掲載し、市の取り組みをアピールする。	市の環境への取組を広報紙や環境報告書などで、わかりやすく情報提供した。	A	環境政策課
A3	7	懸垂幕を利用した環境保全の啓発	年2回、6月と12月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を掲揚して、環境保全の啓発を行う。	6月と12月に1か月間、産業文化センターサイン塔に懸垂幕を展示し、環境保全の啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進	美しいまちづくり条例に基づき、市街地、主要道路沿線などに環境美化監視員（自治会選出55名、PTA選出17名）を配置し、美しいまちづくりを推進する。また、市広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行う。	環境美化監視員（自治会選出55名、PTA選出17名）と連携して市内の巡回活動を実施するなど、環境美化活動ができた。また、市広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や空き地の適正管理について周知、啓発を行った。	A	環境政策課
A3	8	美しいまちづくりの推進	犬の糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配布し、飼い主のマナー向上を図る。必要に応じて広報紙や回覧文書を活用し、正しい犬の飼い方を周知する。	犬などのペットの糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配布し、飼い主のマナー向上を図った（啓発看板150枚配布）。また、広報紙で正しい犬の飼い方を周知した。	A	環境政策課
A3	9	環境美化監視員の活動支援	環境美化監視員からの連絡や活動報告に基づき、市の関係機関と連携して監視員の活動を支援する。また、活動報告会を開催し、互いの活動内容を報告していただくことで、他の監視員の活動内容を知る機会を提供する。	1月29日と2月2日に活動報告会を開催し、他の監視員の活動内容を知る機会を提供した。	A	環境政策課
A3	10	環境保全の取組において優秀なものへの表彰	環境に配慮した建築物、環境美化、まちづくり活動に対して、景観シンポジウムで表彰する。	令和2年度、対象なし。	D	都市計画課
A3	11	各務原市小口融資制度の運用	中小企業の経営安定化などに必要な資金を融資する小口融資制度を運用して、環境に配慮する事業活動を支援する。	環境に対する取り組みを実施する中小企業の小口融資に特別交付し、その活動への支援を期間限定で実施した（令和2年度は1件支援）。これをもって事業終了。	S	商工振興課
A3	12	環境に配慮した建設工事の推進	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱」に基づき、対象となる建設工事の特記仕様書に環境配慮事項を明記するとともに、請負業者に「環境配慮実施状況報告書」を提出させることで環境に配慮した施工方法の実施、廃棄物の発生抑制及び適正処理、再生材等の利用を促進するなど、建設工事における環境負荷の低減を図る。	建設工事を所管する部署において、要綱を踏まえた特記仕様書の作成など、請負業者に対し環境負荷を低減する取組を義務付けて評価を実施した。	A	企画政策課

## 基本方針A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
A4	1	環境活動グループの交流の場の確保・情報提供 各務原市生活学校の活動を核に、省エネルギーや水環境問題等への理解を深め、美しく暮らしやすい都市づくりに向けた活動を行う。	各務原市生活学校については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため啓発活動等の事業を縮小せざるを得なかったが、河川水質調査や学習会等コロナ禍でも実施できる事業について助言や支援を行った。	A	まちづくり推進課
A4	1	環境活動グループの交流の場の確保・情報提供 環境活動グループからの要望があれば、機会・場所などの情報提供を行う。	交流の場の確保については要望がなかった。	B	環境政策課
A4	2	環境市民会議の開催 各務原市環境市民会議を開催し、環境基本計画に係る実行計画の実施報告を行う。	9月に環境施策の進捗状況の確認と本市の環境について意見交換、12月にごみ処理基本計画策定に関する意見交換等を行った。いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面により開催した。	A	環境政策課

## 基本方針 B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
B1	1	ごみの発生抑制の啓発と仕組みづくり	出前講座などを通じて市民や事業者へごみの発生抑制や減量についての情報を発信する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問型の出前講座は中止した。代替手段として動画を作成し、YouTubeで配信することで、ごみ減量の啓発活動を実施した。	A	環境政策課
B1	2	3Rの分かりやすい啓発	各種環境政策課参加イベント等で3Rについての啓発活動を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントは中止となった。そのため、市ウェブサイトを活用して啓発を行った。	A	環境政策課
B1	3	窓口用封筒の配布の抑制	手数料の会計時に会計窓口において、ゴミ減量へ理解を得るための声掛けを行い窓口用封筒の配布を控える。	窓口用封筒は必要な人がお持ちいただけるようにしている。市民課のお客様は増加したが、配布枚数は前年度とほぼ同数だった。	B	市民課
B1	4	マイ水筒・マイ箸・マイカップの使用の推奨	庁内放送により職員へ周知する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公共交通機関の使用を促すことを控えるため、ノーカーデーの庁内放送を年度の途中から中止し、これに併せて行っているマイ水筒等の使用推奨の庁内放送も中止した。	B	人事課
B1	5	印刷・コピー部数の削減	コピー使用枚数について、課ごとに目標値を設定し、使用枚数の削減を図る。また、両面コピー、ツアアップの活用などコピー方法の工夫による使用枚数の削減を推進する。	各課ごとに過去の使用実績に応じて設定したコピー枚数の削減について、毎月の周知等の成果として、全体の目標値をクリアすることができた。 【令和2年度の使用枚数】 コピー枚数の目標値：2,251,820枚 実績値：2,091,046枚	A	総務課
B1	6	レジ袋削減実施店舗の情報提供	レジ袋有料化実施店舗の情報を収集・提供することにより、市民のマイバッグ利用を促し、レジ袋削減に努める。また、レジ袋有料化実施店舗の辞退率を調査し、公表することで、市民の関心と取組意欲を高める。	レジ袋辞退率を調査し、環境報告書で公表した。（レジ袋辞退率88.3%） また、レジ袋有料化店舗よりレジ袋売上金の一部を環境保全目的として受領した。	A	環境政策課
B1	7	生ごみの水切りの啓発	生ごみの水切りを啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙にて、啓発を実施した。	A	環境政策課
B1	8	食品ロス削減の啓発	食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進する。	広報紙、自治会回覧、各種イベントにおいて、啓発を実施した。	A	環境政策課



## 基本方針 B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B2	1 不用品交換銀行の実施	家庭において不用となった家庭用品のうちまだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供する。	毎月15日号広報紙やウェブサイトで不用品交換銀行の情報を市民に提供した。 成立件数：46件	A	環境政策課
B2	2 撤去看板の再利用	道路パトロールや市民ボランティア団体（ビューレンジャー）等の協力により、違反簡易屋外広告物を除去するとともに、各種イベントなどでの再利用を図る。	違反広告物として簡易除却を行い、保管期限を過ぎたカラーコーンを再利用した。	A	建築指導課
B2	3 建設発生土の抑制	建設工事の掘削土砂の削減と現場内利用を図る。 他の公共事業間で相互利用を図る。	道路工事において隣接地と段差が生じる箇所において地権者の了解を得て、掘削土砂を用いて整地を行った。	A	都市計画課
B2	3 建設発生土の抑制	発注工事で発生する残土について、部課内等で工事間流用を図り、建設発生土の削減・再利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎建替工事→境川1号橋撤去工事（500㎡）</li> <li>・各451号線舗装補修工事→那378号線道路改良工事（80㎡）</li> <li>・川1号線道路改良工事→那378号線道路改良工事（180㎡）花見橋橋梁補修工事（620㎡）</li> <li>・各378号線道路改良工事 → 中屋橋外2橋梁補修工事（27㎡）洞橋1撤去工事（160㎡）</li> </ul>	A	道路課
B2	4 水道工事における廃棄材料の削減	水道工事での仮設配管（年間約28,000m）の配管材料を4回まで再使用可能とすることで、廃棄材料を削減する。	水道管路の更新にあたり、仮設配管延長約18,360mについて、仮設材料の4回使用を実施し、廃棄材料を削減した。	A	水道施設課

### 基本方針 B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B3	1	リサイクル施設見学の支援	「動く市民教室」などを通じて、市民にリサイクル施設をPRする。	—	北清掃センター
B3	2	学校を中心とした牛乳パックのリサイクル	児童生徒が給食後、牛乳パックを開き洗浄・乾燥し、まとめて回収業者に定期的に出す。	—	総務課
B3	3	公文書のリサイクル	保存期間が満了等した全ての保存文書から、事前に再利用できるバインダー、クリップ、ファイリングボックスなどを抜き出し、残りの紙類は、全て一斉廃棄により溶解処理する。	A	総務課
			保存期間の満了した各課等の文書について、6月及び12月の2回、溶解業者による溶解を実施し、公文書のリサイクルに努めた。 【溶解した文書量】 6月：約31.2トン 12月：約18.6トン 計49.8トン		
B3	4	古紙回収拠点の積極的活用と情報提供	市内の古紙回収拠点の情報を広く市民に提供することにより、積極的な活用を図る。	A	環境政策課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	公共施設から発生する緑ごみを再資源化施設へ搬入し、バイオマス燃料として再資源化する。	A	各施設所管課
B3	5	緑ごみの燃料としての有効活用	家庭から排出される緑ごみは市内17ヶ所に設置した回収拠点で回収した後再資源化施設へ搬入し、市民清掃に伴って排出される緑ごみについては直接再資源化施設へ搬入する。それぞれバイオマス燃料として再資源化する。	A	環境政策課
			緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化した。 緑ごみリサイクル量：3,328.10t （内訳） 拠点回収：268.10t 自治会主催の拠点回収：11.83t 北清掃センター持込：108.23t 市の施設：116.42t 市民清掃：0t（中止） 事業系：2,823.52t		
B3	6	学校給食ごみ（食用油）のリサイクル	学校給食の使用済み食用油をリサイクル専門業者に委託し、リサイクルを実施する。	A	総務課
B3	7	資源集団回収の奨励	小中学校のPTAや子ども会などの資源集団回収団体に対し、奨励金を交付し、集団回収の促進に努める。	A	環境政策課
			資源集団回収団体に対して回収量に応じ、奨励金を交付した。 回収量：927.24 t		
B3	8	焼却熱を利用した発電	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。	A	北清掃センター
			ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。 自給率＝約91%		
B3	9	焼却灰のリサイクル	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進する。	A	北清掃センター
			環境負荷低減に資するため、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進した。 飛灰再資源化率＝約78%		

## 基本方針 B4 適切にごみを排出しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
B4	1	ごみ出しガイドブックの改訂	排出されたごみの分別方法などを解説したごみ出しガイドブックを増刷することに伴い、ガイドブックを一部修正する。		
			家庭用使用済インクカードリッジ回収、電池回収方法の変更等に伴い、令和2年度に日本語版の改訂をした。日本語版74,000冊、ベトナム語版2,000冊を印刷した。	A	環境政策課
B4	2	事業系ごみの適正処理の啓発	排出事業者による適正排出と資源化を推進するため、必要に応じて啓発を行う。		
			事業系ごみの適正処理に関する相談や、啓発が必要となる場面ははなかった。	D	産業政策室
B4	2	事業系ごみの適正処理の指導	事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）の処理について、不適正な処理を行っている事業者に対して適正な方法で処理するよう指導する。		
			事業者の排出者責任についてウェブサイトに掲載している。 また、不適正な処理を行っている事業者に対し、指導を行った。	A	環境政策課
B4	3	家庭系ごみの適正排出の指導	家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみを市の定める分別のルールどおりに排出出来ない市民に対して適正な指導を行う。		
			不適正なごみ出しや、ごみ処理を行っている市民に対し、指導を行った。	A	環境政策課
B4	4	不法投棄防止の対策	不法投棄防止の啓発看板を配布し不法投棄の防止に努めるとともに、各務原警察署と連携しパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。		
			希望者に対し、不法投棄防止の啓発看板を配布した。また、市内の不法投棄頻繁地域を各務原警察署生活安全課と合同パトロールを実施した。	A	環境政策課
B4	5	ごみの適正処理	市内から排出される廃棄物の適正な処理・リサイクルを行い、また、施設の適正な管理・運営に努め、快適な市民生活と環境の維持を図る。		
			廃棄物の適正な処理・リサイクルを行い、施設の適正な管理・運営に努め、快適な市民生活と環境の維持を図った。 重大事故によるごみ処理の停止：0件	A	北清掃センター

## 基本方針 C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備	美しいまちなみの形成に向け、街路樹の整備に努め、緑のネットワーク化を進める。	令和2年度は対象事業なし。	D	道路課
C1	1	緑の基本計画にもとづく基盤整備	公園等における植栽及び樹木の適切な管理を実施する。	危険な枯枝や枯木の処理や、倒木対策としての樹木剪定を実施した。	A	河川公園課
C1	1	各務山の整備	緑の基本計画の方針に基づき、保全緑地の確保による緑豊かな土地利用の誘導を図る。	森林法に基づく森林率25%を確保するとともに、道路沿いに造成森林を配置した計画とした。	A	土地活用推進室
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援	パークレンジャー登録団体の支援を継続する。	令和2年度末62団体、1,726名各団体がそれぞれの活動区域で精力的に活動を行っている。	A	河川公園課
C1	2	活動団体・グループの設立や活動に対する支援	環境美化活動の日を設け、市内活動団体による一斉活動を実施する。	環境美化活動の日（6月第3日曜日）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	—	環境政策課
C1	3	緑ごみの燃料としての有効活用 ※B3-5再掲	公共施設から発生する緑ごみを再資源化施設へ搬入し、バイオマス燃料として再資源化する。	緑ごみをバイオマス燃料などとして再資源化した。 緑ごみリサイクル量：3,328.10t （内訳）	A	各施設所管課
C1	3	緑ごみの燃料としての有効活用 ※B3-5再掲	家庭から排出される緑ごみは市内17ヶ所に設置した回収拠点で回収した後再資源化施設へ搬入し、市民清掃に伴って排出される緑ごみについては直接再資源化施設へ搬入する。それぞれバイオマス燃料として再資源化する。	拠点回収：268.10t 自治会主催の拠点回収：11.83t 北清掃センター持込：108.23t 市の施設：116.42t 市民清掃：0t（中止） 事業系：2,823.52t	A	環境政策課
C1	4	緑化率の向上	開発指導要綱に基づき、接道緑化率5割、敷地内緑化率1割を超えるよう緑化率の向上を図る。	対象事業すべてにおいて左記の緑化率を満たす計画とするよう指導を行った。	A	都市計画課
C1	5	道路、河川の一斉清掃	8月の道路ふれあい月間において清掃活動を、また10月第4日曜日を統一実施日として木曽川河川敷において、市民ボランティア参加による一斉清掃を実施する。	8月7日に行った道路清掃では、255人が参加し2.27tのごみを回収した。 河川清掃は雨天のため中止となった。	A	建設管理課
C1	6	活動材料の提供や人材育成支援	市内の各種団体に緑化推進委員会等の補助を利用した必要な資材等の提供や、情報提供する。	市内の各種団体に資機材等の提供や情報提供をした。 団体等活動実績数 1件	A	農政課
C1	7	森林の整備	育成天然林整備を地元自治会等の協力を得て実施する。	関係者の協力を得て、育成天然林を5ha整備した。	A	農政課
C1	8	遊休農地の活用	遊休農地を活用するために、担い手の育成と利用集積を図る。	遊休農地の現状を把握して農地中間管理事業などを活用し、農用地の利用集積（238.7ha）を図った。	B	農政課

## 基本方針 C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
C2	1	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策地域推進計画を推進し、市民、事業者と協働で地球温暖化防止活動に取り組む。	事業者と環境創出協定を締結し、温室効果ガスの発生抑制対策に取り組んでいる。ごみの分別や緑ごみの拠点回収を実施し、焼却ごみの減量に取り組んだ。	A	環境政策課
C2	2	優良事業所の認定と紹介	市内の事業所から排出される一般廃棄物の資源化、減量化及び環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所の取組内容を広く周知し、支援を行う。	優良事業所として認定した事業所の取組内容をホームページに掲載することで、広く市民等に紹介した。	A	環境政策課
C2	2	企業の省エネへの取り組みを促進	市内の事業所（主に工場など）への省エネルギーの具体的な方法・診断の活用の呼びかけや、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の周知、案内を行う。	企業に対し、必要に応じて補助制度等の案内を行った。	A	産業政策室
C2	2	エコライフの啓発	各種イベント等において、エコライフについての啓発活動を行う。	各種環境政策課参加イベント等におけるエコライフの啓発を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	—	環境政策課
C2	2	水道水のムダ使い（漏水）解消	検針の際に宅内漏水が疑われる場合は、水道使用者にお知らせし注意喚起と対応を促す。 市ウェブサイト「宅内漏水の見つけ方」を掲載する。 水道週間（毎年6月1日～7日）にあわせ、水道パッキンを無料配布し水漏れの減少を図る。	宅内漏水が疑われる場合は、水道使用者に注意喚起してその対応を促した。 市ウェブサイト「宅内漏水の見つけ方」を掲載した。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、水道パッキンの配布は中止した。	B	水道総務課
C2	3	庁舎内電力消費量の削減	設備機器の更新時に省エネ機器を採用し電力使用量の削減を行う。	産業文化センター8階特別会議室を一般に開放する為、従来の蛍光灯による照明からLED照明が利用できるよう更新し、消費電力の抑制に努めた。	B	管財課
C2	3	クールビズ、ウォームビズの推進	掲示板を通じて職員へ周知する。「クールビズ」「ウォームビズ」への取り組みを実施していることを庁内に掲示し、来庁者にも理解を求める。	4月、9月、11月の計3回庁内掲示板で周知した。	A	人事課
C2	3	本庁舎の温度管理の適正化	空調によるエネルギー負荷を減少させるため、本庁舎の設定温度を適正に保つ。	設定温度はウォームビズの基準温度より2.0度高い22.0度で空調運転。令和2年度電気使用量967,324KWh 前年度比5.5%増	C	管財課
C2	3	保育所・子ども館での網戸活用	市内の保育所および子ども館において網戸を活用し、健康に配慮しつつ、空調の使用を減らす。施設の改修時には、網戸の設置に努める。	各施設網戸を活用し、空気の入替えを行うことで空調の使用を減らすことができた。また、さくら子ども館に新規で網戸を設置した。	A	子育て支援課
C2	3	事務所内の照明のLED化	各課署所の事務所内の照明を通常の蛍光灯からLEDのものに換え、消費電力の削減に努める。	南出張所車庫：8箇所実施 尾崎出張所車庫：5箇所実施 西部署書庫：3箇所実施	A	総務課
C2	3	体育施設夜間照明タイマーの管理	市内の小中学校などの体育施設の夜間照明灯などをタイマー管理し、不用時の省エネ化を図る。	管理人が常駐しない体育施設には、夜間照明の消し忘れを防止するため、利用時間外は自動消灯するタイマー機能を設置している。移転した各務原市弓道場においても、自動消灯機能を設置した。	A	スポーツ課
C2	3	体育施設の照明のLED化	地区体育館等体育施設照明のLED化を進め、消費電力の削減を図る。	市内全ての地区体育館、及び移転した各務原市弓道場において、LED照明を設置している。新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う休館により、例年との比較はできないが、地区体育館では改修前後で年間消費電力量が40%削減された実績がある。	B	スポーツ課

## 基本方針 C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	4	エコカー購入の啓発	各種イベント等において、高燃費効率や低公害車など環境性能の高い自動車（エコカー）についての啓発を行う。	—	環境政策課
C2	4	環境に配慮した公用車の導入	公用車の更新時には、必要に応じて小型貨物を軽自動車へ変更し、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両に買い替える。	A	管財課
C2	4	公用車・ふれあいバスへのエコカー導入	ふれあいバスの更新時に、「燃費目標基準」「低排出ガス基準」に適合した車両に更新する。	S	公共交通政策室
C2	4	クリーンエネルギーの活用促進	各種イベント等において、クリーンエネルギーの活用についての啓発を図る。	—	環境政策課
C2	4	クリーンエネルギーの活用促進	太陽光発電設備設置校（12校）について、発電状況を児童・生徒等がモニターで確認でき啓発に努めている。	A	総務課
C2	4	上水道設備更新における高効率化の促進	上水道のポンプ・制御盤等設備の更新にあたり、最適かつより高効率な機器を選定、導入する。また、効率性を考慮した制御方法で運用し、エネルギー効率の向上を図る。	A	水道施設課
C2	4	公共工事での省エネ材料の活用	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱」に基づき、グリーン購入対象の建設資材や再生資材など省エネタイプ製品の積極的な活用を促進することにより、公共工事における環境負荷の低減を図る。	A	企画政策課
C2	4	徒歩・自転車通勤の奨励およびノーカーデーの実施	第4金曜日に実施する。ノーカーデー前日に庁内放送により職員へ周知する。	B	人事課
C2	4	歩行者・自転車にやさしい道路整備	「安心して歩くことができる」「楽しく歩くことができる」という“まちなみづくり”のため歩道の整備を進める。また、歩道に加え、自転車道または自転車通行帯の整備を進める。	A	道路課
C2	4	交通渋滞緩和のための道路整備	道路の交差点部における右折車線の設置及び幅員の狭隘部を拡幅することにより、交通渋滞の緩和に努める。	A	道路課
C2	4	サイクリングロードの整備	国、県及び関係市町と連携し「木曾川自転車道整備運営協議会」を設置し、自転車道の整備・運営・管理の充実を図る。	A	都市計画課
C2	4	公共交通の利用促進	各務原市地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道、路線バス、ふれあいバス等、本市に係る全ての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを運営する。	A	公共交通政策室

## 基本方針 C2 地球温暖化防止を推進しよう

事業番号		事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C2	4	エコドライブの推進	庁内掲示板等により職員へ周知する。	職員等を対象とした交通安全講習会で周知したほか、運転管理室での鍵の貸出の際、安全運転とエコドライブについて呼びかけた。	B	管財課
C2	5	エコドライブの推進	各種イベント等において、参加者にエコドライブを呼びかける。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントが中止となり啓発活動ができなかった。	—	環境政策課

## 基本方針 C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課
C3	1 大気環境の保全	岐阜県が市内に設置している大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握する。また、岐阜県より大気汚染注意報、緊急警報及び微小粒子物質（PM2.5）の注意喚起が寄せられた場合には、市の関係機関と連携して、防災無線や市ウェブサイト等で速やかに周知する。	市内に設置してある大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握した。また、岐阜県より大気汚染注意報、緊急警報及び微小粒子物質（PM2.5）の注意喚起が寄せられた場合の情報伝達方法について確認を行った。	A	環境政策課
C3	2 水環境の保全	市内13河川において、毎月（5河川は隔月）水質を測定し水質の把握に努める。また、ゴルフ場周辺池3箇所において農業汚染の有無を監視する。水質（地下水含む）の測定結果の概要は広報紙に掲載し、市民に周知する。	規定測点にて水質測定を行い正常値内であることを確認した。また、ゴルフ場周辺池3箇所において農業汚染が無いことを確認した。水質測定結果の概要については、広報10月1日号に掲載して市民に周知をはかった。	A	環境政策課
C3	3 水環境の保全	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進める。また、面整備施工の当該年度での説明会に加え、概ね整備着手の2～3年前に事業概要説明会を開催するなどの普及活動を行い、早期接続していただけるよう努める。	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進めた。面整備施工の地域には、事業概要資料を送付し普及啓発・早期接続に努めた。 下水道普及率 令和2年度末見込82.3%	A	下水道課
C3	3 水環境の保全	対象となる区域において、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。また、環境への負荷が大きい単独浄化槽からの切替を促進するために、その撤去費用の補助を実施する。	浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付した。 ・浄化槽設置整備補助金交付件数：59基 ・単独浄化槽撤去補助金交付件数：5基 ・宅内配管工事補助金交付件数：3基	A	環境政策課
C3	4 適切なし尿処理	クリーンセンターに搬入された生し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理するため、設備の維持補修を実施し、環境基準に適合した排水を行う。	基幹的設備改良工事が完了した。工事期間中も搬入物を適切に処理し環境基準に適合した排水を行った。	A	クリーンセンター
C3	5 薬剤の適正利用	公共施設の病虫害等防除においては、総合的有害生物管理のもと薬剤の適正利用を図る。	道路側溝内の衛生害虫や不快害虫の発生を抑制するため、錠剤散布による消毒を実施することで良好な環境衛生の保持に努めた。 ・川島地区で6月1日～6月10日実施 ・各務原地区で自治会長等からの要望に応じ個別に錠剤散布（9回）	A	環境政策課
C3	6 犬の登録と狂犬病の予防	狂犬病予防法により義務付けられている犬の登録を実施し、犬の所有者に鑑札を交付する。また、狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所・獣医師会と連携し、集合注射を実施する。	4月に市内44箇所を巡回し、犬の登録と狂犬病予防注射を実施した。11月に未実施の犬の所有者に注射の督促を行った。 ・登録数 7,603頭 ・予防注射数 6,593頭	A	環境政策課
C3	7 ペットの飼育指導	犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行う。	市民からの通報や相談により、犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行った（40回）。また、広報紙を通じて適正な飼育の周知を行った（7/15号、9/15号）。	A	環境政策課
C3	8 特定外来生物の防除	特定外来生物であるアルゼンチンアリによる被害を防止するため、市民や関係機関と連携し、防除を行う。鶴沼東部地区については、地元自治会と協働して防除活動を実施し、アリの個体数の減少と生息区域の拡大防止を図る。緑苑北地区、大安寺では根絶を図るための防除を実施する。	自治会や関係機関と協働でアルゼンチンアリの防除活動を実施した。平成30年度から3年間にわたって集中的な防除を実施した鶴沼東部モデル地区では、一部（真墨田神社）で生息が見られるものの大幅に生息範囲が縮退した。	A	環境政策課



## 基本方針 C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

事業番号	事業名	事業内容	成果（具体的数値等）	評価	担当課	
C3	8	特定外来生物の防除	檻の貸し出しや業者に業務委託して、特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の駆除を実施する。	檻の貸し出しを行い、駆除を実施した。 アライグマ 18件 ヌートリア 5件	A	農政課
C3	9	航空機騒音の常時監視	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定、及び常時監視を行う。	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定、常時監視を行った。	A	環境政策課
C3	10	主要道路の騒音測定	交通センサスで指定されている13路線を対象とし、年間2～3路線の騒音測定を行い、5年間で全ての路線の測定を行う。	計画に基づき、11月に4路線6センサスで道路騒音測定を実施した。	A	環境政策課
C3	11	特定工場等に対する指導	特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行う。	特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行った。	A	環境政策課
C3	12	騒音・振動・悪臭対策の推進	市民からの申し立てを受け、騒音、振動、悪臭の測定を行う。また、測定結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整や法令に基づく指導等を行う。	市民からの申し立てを受け、騒音、振動、悪臭の測定を行った。また、測定結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整を行った。	A	環境政策課
C3	13	地下水の保全	地下水の水位を年2回、地下水懇談会会員等の協力も得て測定し、水位の増減を示す水文調査に活かす。水質についても年2回測定し、硝酸性窒素汚染区域を把握するとともに水質の保全に活用する。また、「砂利採取事業等指導要綱」に基づき、砂利採取事業の規制区域を設け、地下水の保全対策を行う。	航空機騒音を市役所本庁舎屋上で、24時間365日測定、常時監視を行った。	A	環境政策課
C3	14	農薬使用の抑制	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図る。	計画に基づき、11月に4路線6センサスで道路騒音測定を実施した。	A	農政課
C3	15	有害科学物質による環境汚染の状況監視	市内のゴルフ場周辺池（3箇所）で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定する。	特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を行った。	A	環境政策課
C3	16	ぎふクリーン農業の推進	市園芸振興会各部会講習会等において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図る。	市民からの申し立てを受け、騒音、振動、悪臭の測定を行った。また、測定結果を踏まえ、関係機関と協議するとともに、事業者との調整を行った。	A	農政課
C3	17	特別栽培米栽培の推進	一般栽培の農薬（50%減）、化学肥料の窒素成分（60%減）の米の作付けを推進する。	平成30年以降、特別栽培米を作付できる農業者がいない。	D	農政課
C3	18	農薬安全使用の啓発	市広報紙やウェブサイト等に啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図る。	5月1日号の広報誌に住宅地周辺等における農薬散布について記事を掲載した。	B	農政課
C3	19	堆肥の活用の支援	堆肥を作った人から提供できる旨連絡があれば、農家へその情報を提供する。	情報提供の準備を行っていたが情報提供者はいなかった。	C	農政課

## 第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）削減に向けた具体的な行動を示す計画です。

本市においては第三次計画が2018年3月に策定され、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で26%削減する中期目標と、2050年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で80%削減する長期目標を設定しました。

目標達成のために本市の計画では5つの施策体系（環境意識、家庭の取り組み、事業所の取り組み、廃棄物対策、自動車対策、吸収源対策）の展開をしていくことなどが定められています。



## 第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づき、各自治体が京都議定書達成計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。計画のなかでは、計画期間、地方公共団体の目標、実施しようとする措置の内容、その他実行計画の実施に関し必要な事項を定めるものとされています（第21条第2項）。

本市では2018年度に「各務原市地球温暖化対策実行計画」を定め、市の事務事業より発生する温室効果ガスを2030年度までに2013年比で21%削減することを目標としています。

表1-3-1 各務原市地球温暖化対策実行計画（計画期間2018～2030年度）における実績

項目〔単位〕	2013年度 （基準）	2020年度 （実績）	(t-CO <sub>2</sub> )	
			増加率 2013年度比 (%)	2030年度 削減目標
合計	5,2804	64,125	21.4	△ 21.0
業務その他部門から排出される エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	19,764	15,954	△ 19.2	△ 40.0
運輸部門から排出される エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	239	269	12.6	△ 28.0
廃棄物の焼却から排出される エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	23,645	40,862	72.8	△ 14.0
廃棄物の焼却量 [t]	8,536	14,752	72.8	—
廃棄物処理部門から排出される エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	8,794	6,535	△ 25.6	—
CH <sub>4</sub> （メタン）排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	81	121	49.9	△ 12.3
N <sub>2</sub> O（一酸化二窒素）排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	279	381	36.6	△ 6.1
HFC（ハイドロフルオロカーボン） 排出量 [t-CO <sub>2</sub> ]	2.45	2.79	13.8	—

## 第4節 各務原市環境市民会議

地球環境問題を各務原地域の身近な問題として捉え、地球環境保全及び持続可能な社会に向けた取組に関する施策に、市民の自立的・行動的な意見を反映するため、「各務原市環境市民会議」を設置しています。

市民会議は、学識経験者・事業者・市民等を委員として組織し、令和2年度は9月及び12月に書面により開催しました。

会議では以下の事項について報告するとともに協議を行いました。（協議事項は承認）

<報告・協議事項>

- ・環境基本計画主要事業の実施状況と令和2年度の主な環境施策について
- ・ごみ処理基本計画（案）について
- ・騒音規制法に基づく規制地域の区域区分の変更について

<主な意見>

- ・コロナ禍の影響により、多くの施策が中止となっている。これまで以上に広報紙等を利用し啓発することが有効である。
- ・令和2年度実行計画について、策定されたものに意見を求めるよりも策定前に意見を求め反映すべきではと考える。
- ・環境問題では、次世代を担う子どもに対して、環境について学べる機会をいろいろ工夫され、関心を持ってもらえることは、とても大切である。
- ・もっと大人が当たり前に環境について日常生活の中で関心を持ってもらい、子どもたちの手本を示す姿勢が自然と見せられると良いかと思う。
- ・レジ袋有料化については、引き続きお客様のご理解・ご協力をお願いし、直営店舗全体で取り組みを続けていきます。

### 各務原市環境市民会議名簿（令和2年度）（敬称略）

（学識経験者）

北川	リツ	環境カウンセラー
水野	友有	中部学院大学准教授

（団体代表者）

田中	露美	各務原市生活学校
野中	好子	各務原市こども会育成協議会

（事業所代表）

竹中	雄司	岐阜車体工業株式会社
苅谷	まゆみ	イオンリテール株式会社

（市民代表）

石脇	育子
黒井	美嘉
熊崎	敏雄

## 第5節 環境保全協定（公害防止協定）

公害防止協定については、岐阜県公害防止条例（第67条の2）のなかで「事業者は、県又は市町村から、公害防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならない」と定められていることから、市では、この条例の規定に基づき、下記の事業者と公害防止協定を締結しています。

表1-6-1 公害防止協定等締結事業所

締結年月日	事業者名	締結年月日	事業者名
昭和52年8月2日	岐阜木材流通団地(協)	昭和58年3月7日	フジミインコーポレーテッド
昭和58年3月7日	カルビー(株)	平成6年8月26日	SANEI(株)
平成11年9月1日	(株)MTK		

### 【環境創出協定】

地域の環境保全を目的とし、騒音・振動等に関し協定基準などを定める従来の公害防止協定の要素に加え、地球環境保全の見地から、廃棄物の削減目標や温室効果ガスの発生抑制対策などについても定める協定です。この協定は、事業者と県、市（地元自治体）の三者で締結され、一層環境負荷の低減を目指すとともに豊かで快適な環境の創出を目的としています。

表1-6-2 環境創出協定締結事業所

締結年月日	事業者名
平成16年8月23日	岐阜プラスチック工業(株)

※ 協定期間令和4年8月迄（3年更新）

## 第6節 環境啓発・環境学習

### 1. こども環境チャレンジ宣言

こどもたちが環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組むきっかけをつくるために、市内全小学生を対象に「こども環境チャレンジ宣言」として、環境保全のために取り組むスローガンや環境にまつわる川柳、そして、家庭での「環境活動」の取り組みについて募集したところ、令和2年度は558枚の応募がありました。

審査の結果、優秀賞3作品・奨励賞6作品を選びました。優秀賞の作品、作者は下記のとおりです。

#### □こども環境チャレンジ宣言・優秀賞

- ・「コンロの火 なべの底から 出さないで」 棚瀬 詩織さん（那加第一小4年）
- ・「冷蔵庫 音がなったら 時間切れ」 岩田 紗和さん（各務小5年）
- ・「おふろの湯 最後の仕事は せんとくに」 三島 沙香さん（鵜沼第一小4年）

## 2. こども環境教室

次世代を担う子どもたちが環境問題に関心をもつきっかけとするとともに、夏休みなどを利用して環境に関する研究の取り組み方法を学んでもらうために開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、中止しました。



## 3. 出前講座

「環境教育等促進法」（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）第9条では、国や自治体は「国民がその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」と定めています。

これを受け、市では、こども環境教室を夏季に開催しているほか、生涯学習まちづくり出前講座「親子で取り組もう生活排水対策」や「地球温暖化ってなに？」などのメニューを用意しています。

## 4. 環境まなびサイトの充実

子どもたちに地域素材を扱った資料を提供することで、興味や関心を一層喚起し、体験学習につなげることや市民へ環境に関する情報を発信することを目的に、環境まなびサイトを運営、データ更新をしました。

環境まなびサイトのページ（市の公式サイトからもご覧いただけます）

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/92/index.html>

## 5. 環境月間の取組み

市民の環境に対する意識の高揚を図るために、環境パネル展の開催を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

## 6. こども環境賞

次世代の環境人づくりを目的とし、教育委員会が実施する「各務原市小中学校科学作品展」出展作品のうち、環境をテーマとした優れた取組みを行った作品を選定し、表彰しました。作品展の対象となった作品数は、小学校57点（58人）、中学校7点（8人）で、その中で小学校41点、中学校7点が入賞作品となりました。このうち「こども環境賞」の受賞作品は、小学校3点でした。

## 第2章 環境の現状と対策

### 第1節 大気環境

大気汚染5物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）の常時測定を蘇原中央町の観測所で行っています。

- ・二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の測定結果（令和2年度）

二酸化硫黄は燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって発生する無色の気体です。刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、日平均値が40 ppb（ppb=10億分の1）を越えた日が2日以上連続せず、かつ日数が0日で年間の2%以下であり、環境基準を達成することができました。

- ・二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の測定結果（令和2年度）

二酸化窒素は燃料などに含まれる窒素分の燃焼で発生する赤褐色の気体で、二酸化硫黄と同様に刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、通年の日平均値の98%値が12 ppbであり、40～60 ppbのゾーン内またはそれ以下であるため、環境基準を達成することができました。

- ・光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の測定結果（令和2年度）

紫外線の光化学作用により、大気中の炭化水素や窒素化合物から生成される、強酸化性物質。目やのどの痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。

環境基準は測定値（1時間値）が「60 ppb以下」ですが、残念ながら11月～1月以外は環境基準を超えた測定値が観測されたため、環境基準を達成することができませんでした。

- ・浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（令和2年度）

大気中に浮遊しているばい塵や粉塵など粒子状の物質を浮遊粉塵といいます。このうち大きさが10 μm（1 μmは1 mmの千分の1）以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

測定値の年平均は11 μg/m<sup>3</sup>で、環境基準の100 μg/m<sup>3</sup>を大きく下回っています。

- ・微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定結果（令和2年度）

大気中に浮遊している2.5 μm以下の小さな粒子のことで、前述の浮遊粒子状物質より小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

年平均値は5.6 μg/m<sup>3</sup>で環境基準の15 μg/m<sup>3</sup>をクリアしました。また、日平均値の環境基準35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日が1日あり、環境基準を達成することができませんでした。



大気の観測の結果、大気汚染 5 物質のうち光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) について環境基準を達成できていませんでした。私たちそれぞれが心がけ、原因物質である排ガスやばい煙等の低減に努めることが求められています。

## 第 2 節 水環境

### 1. 河川

市内主要河川で工場、生活排水による水質汚濁と、魚類など生物への影響の状況を監視・測定しています。

令和 2 年度は、水の有機的な汚れ具合を示す指標である生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS) について、全ての観測地で環境基準を達成することができました。

#### ・ BOD

水中の汚れ (有機物) を分解する細菌が必要とする酸素の量。数値が高いほど水が汚れています。

※「BOD 75 % 値」 (全データのうち 75 % 以上のデータが基準値を満たすかどうかで評価) で判定

表 2-2-1 BOD 測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	令和元年度	令和 2 年度
木曽川上流 (川島大橋)	2.0 以下	0.7	0.9
新境川上流 (東泉橋)	3.0 以下	1.5	1.6
新境川下流 (応連寺橋)	5.0 以下	1.3	1.3
新境川下流 (木曽川合流前)	5.0 以下	1.1	1.2
境川上流 (岩地橋)	5.0 以下	0.9	0.9

※値は各地点の 75% 値

表 2-2-2 浮遊物質測定結果

単位：mg/l

水域・地点	基準値	令和元年度	令和 2 年度
木曽川上流 (川島大橋)	25 以下	3.2	1.5
新境川上流 (東泉橋)	25 以下	1.6	2.6
新境川下流 (応連寺橋)	50 以下	2.2	1.9
新境川下流 (木曽川合流前)	50 以下	2.6	2.8
境川上流 (岩地橋)	50 以下	2.8	2.2

※値は各地点の平均値

#### ・ 浮遊物質 (SS)

水中に浮遊する物質の量。数値が高いほど水が汚れています。

河川の水質汚濁は、家庭から未処理で流される生活雑排水が主な原因です。河川の自浄能力を超えて汚濁物質が流入すると、水中の酸素が不足し、魚など生物が住めない河川となってしまいます。調理くずなどの流出防止や油の適正な処理、洗剤の適量使用などを心がける必要があります。

## 2. 地下水

地下水についても、市内全般で水質の監視・測定を行なっています。

測定の結果、地下水の環境基準のうち、市の東南部で硝酸性窒素の濃度が環境基準「1Lあたり10mg」を超えている地域（1観測地点）が残っています。

有機溶剤であるトリクロロエチレン（環境基準は1Lあたり0.01mg以下）、テトラクロロエチレン（環境基準は1Lあたり0.01mg以下）、四塩化炭素（環境基準は1Lあたり0.002mg以下）については各1地点で環境基準を達成することができませんでした。

現在のところ、いずれの地点でも汚染の大きな広がりはありませんが、今後も引き続き地下水の監視・測定を行っていきます。



図2-2-1 各務原市の地下水質図

## 3. その他池沼等

ゴルフ場周辺の3池（持田池、北山池、寒洞池）で、チウラム（環境基準は1Lあたり0.006mg）、シマジン（環境基準は1Lあたり0.003mg）などの農薬が人の健康の保護に関する環境基準を超過していないことを確認しました。（結果は3池とも不検出）

## 第3節 騒音・振動

騒音に係る環境基準（以下「一般環境騒音」という。）及び航空機騒音に係る環境基準（以下「航空機騒音」という。）の地域類型指定に伴い、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。



図2-3-1 一般環境騒音測定地点図



表 2-3-1 令和 2 年度一般環境騒音測定結果

A. 道路に面しない地域

単位：dB

測定地点 (地域類 型)		神明神社	神明神社	天神神社	八幡神社				
		(那加西市場町 5 丁目) (A)	(蘇原島崎町 4 丁目) (B)	(上中屋町 3 丁目) (C)	(蘇原興垂町 4 丁目) (C)				
時間帯/音圧レベル		(A)	(B)	(C)	(C)				
測定日		6 月 24 日	6 月 24 日	6 月 22 日	6 月 24 日				
昼 間 1	等価騒音レベル(Leq)	43.9	45.4	39.9	46.0				
	(中央値)	(38.6)	(39.3)	(38.7)	(44.8)				
昼 間 2	等価騒音レベル(Leq)	42.3	40.5	44.8	48.4				
	(中央値)	(37.8)	(36.4)	(43.7)	(47.6)				
環境基準値	適・否	55	○	55	○	60	○	60	○

※地域類型 A：専ら住居の用に供される地域

地域類型 B：主として住居の用に供される地域

地域類型 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

B. 道路に面する地域

B-1. 自動車騒音測定結果 (適否)

路線名	年度	測定地点	等価騒音レベル(dB)			
			昼間 (70)	59 (○)	夜間 (65)	53 (○)
東海北陸自動車道	2	各務原市川島北山町	昼間 (70)	59 (○)	夜間 (65)	53 (○)
東海北陸自動車道	2	各務原市那加山後町	昼間 (70)	61 (○)	夜間 (65)	54 (○)
一般国道 21 号線	2	各務原市大野町	昼間 (70)	73 (×)	夜間 (65)	69 (×)
松原芋島線	2	各務原市川島河田町	昼間 (70)	65 (○)	夜間 (65)	58 (○)
各務原美濃加茂線	2	各務原市鵜沼東町	昼間 (70)	69 (○)	夜間 (65)	63 (○)
各務原美濃加茂線	2	各務原市鵜沼宝積寺町	昼間 (70)	71 (×)	夜間 (65)	67 (×)

B-2. 環境基準達成状況の評価結果

路線名	評価区間 延長(km)	対象住居 等戸数	昼夜とも 基準値以 下	昼のみ基 準値以下	夜のみ基 準値以下	昼夜とも 基準値超
東海北陸自動車道	8.4	268	268	0	0	0
一般国道 21 号線	0.4	16	14	0	0	2
松原芋島線	1.3	84	84	0	0	0
各務原美濃加茂線	3.9	552	534	7	0	11
合計	14.0	920	900	7	0	13

※平成 24 年度より測定方法が面的評価に変更になった。

表 2-3-2 令和 2 年度航空機騒音測定結果

A. 航空機騒音調査地点

測定地点 (地域類型)	測定期間		Lden (dB)	1 週間の機数					環境 基準 (dB)	適・否
				N1	N2	N3	N4	合計		
中央保育所 ( I )	春季	5/29 ~ 6/4	60.8	0	166	4	0	170	57	×
	秋季	10/22 ~ 10/28	59.8	0	110	0	0	110		×
水道事業庁舎 ( II )	春季	6/9 ~ 6/15	60.0	7	159	17	0	183	62	○
	秋季	10/6 ~ 10/12	61.6	1	108	0	0	109		○
陵南福祉センター ( II )	春季	6/24 ~ 6/30	53.1	7	163	1	1	172	62	○
	秋季	10/14 ~ 10/20	57.0	4	277	6	2	289		○

※N1 は 0 時から 7 時まで、N2 は 7 時から 19 時まで、N3 は 19 時から 22 時まで、N4 は 22 時から 24 時までの航空機の機数である。

B. 航空機騒音測定結果（於：市役所屋上。地域類型II）

年度	Lden(dB)	年間の合計機数					日平均機数					環境基準 (dB)
令和 2 年度 測定日数	平均 最小～最大	N1	N2	N3	N4	合計	N1	N2	N3	N4	合計	62
(年間集計) 365 日	66.5 24.4～74.2	6	8,357	190	7	8,560	0	23	1	0	24	×

※Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、各飛行機の騒音の、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを計測したもので、飛行騒音のみでなく、地上騒音(航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など)も評価の対象としています。現在、国際的に主流な評価方法となっており、平成 25 年度より今までの WECPNL より変更されました。

## 第4節 化学物質対策

環境大気中のダイオキシンの測定を市東部、西部の2箇所で実施しました。測定結果は下表のとおりでいずれの地点でも、環境基準を満たしています。

表2-4-1 環境大気中のダイオキシン測定結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点	測定期間	毒性等量	基準値
そはらふれあいセンター	11/11 ~ 11/12	0.0042	0.6 以下
各務原市産業文化センター	11/11 ~ 11/12	0.0038	0.6 以下

※基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

## 第5節 浄化槽の整備

### 1. 浄化槽設置整備事業補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に関する費用の一部を補助するものです。

専用住宅及び併用住宅で、設置後の維持管理の責任が明らかになっている50人槽以下の浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しました（建売住宅は除く）。平成13年度に補助制度ができてから令和2年度までに、累計2,876基の浄化槽がこの補助金制度で設置されました。平成27年度からは、環境への負荷が大きい単独浄化槽撤去費用の一部補助を行うことで、また令和2年度からは、宅内配管工事費用の一部補助を新たに設け、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを促進しました。

・令和2年度浄化槽設置基数 111 基

内補助実績 59 基※補助実績以外の浄化槽は、住宅以外、補助区域外等のもの

内訳 5人槽 . . . . . 35 基  
6~7人槽 . . . . . 18 基  
8~50人槽 . . . . . 6 基  
内 単独浄化槽撤去費用補助 . . . 5 基  
内 宅内配管工事費補助 . . . . . 3 基

## 第6節 環境美化

### 1. 美しいまちづくり条例に基づく活動、取組み

本市では、空き缶や吸殻などのポイ捨てごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的として「美しいまちづくり条例」を、平成11年3月に制定（施行は7月）しています。条例では、ポイ捨てを禁止しているほか、犬のフンの回収義務（放置禁止）や管理する土地における雑草の繁茂の防止と清掃に努めることも定められています。

また、条例（第10条）に基づき、ポイ捨てごみの散乱等を防止するため環境美化監視員を置くことについても定められていることから、市では、市街地、主要幹線道路・観光地の沿線自治会などを中心に監視員を72名（令和2年度）配置し、地域における環境体制の整備にも努めています。

表2-6-1 令和2年度環境美化活動報告等件数

地域の巡回	66	雑草・樹木等	40
清掃活動	81	ペット（フン害等）	3
不法投棄	5	その他	15
合計	210	※重複あり	



## 2. 清掃美化

ボランティアによる地域の清掃活動の支援や、犬・猫などの小動物の死体の回収業務など地域の環境衛生の向上や美化に努めました。令和2年度の環境美化活動の日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、中止しました。

表2-6-2 (参考) 令和元年度環境美化活動の日参加団体

	団体名	参加人数		団体名	参加人数
1	大安寺川ホテルを育てる会	45	12	緑苑西環境ボランティア	7
2	朝日ふれあいの会	28	13	桜丘中学校	450
3	おがせ周辺クリーンクラブ	20	14	岐阜各務野高校	236
4	つつじが丘上池クラブ	20	15	まちピカグループ新那加	20
5	旗本徳山陣屋公園フレンドシップ	10	16	中部電力(株)各務原営業所	23
6	野口パークレンジャー	6	17	夢屋クラブ	5
7	レインボークラブ コアミ	15	18	岐阜信用金庫各務原支店	22
8	渡・リバーサイドオアシスクリーンフレンド	23	19	各務原清掃株式会社	10
9	南陽台環境ボランティア	18	20	岐阜プラスチック工業(株)管理部	50
10	緑苑北環境ボランティア	6	21	セブンブリッジ愛好会	24
11	緑苑中環境ボランティア	25			
				合計	1,063

表2-6-3 令和2年度犬・猫等回収実績

犬・猫などの小動物の死体の回収件数	717件
-------------------	------

## 第7節 環境衛生

### 1. 犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をとおして狂犬病予防注射の接種率向上に努めました。

- ・集合注射 … 毎年4月に市内44箇所を巡回
- ・新規犬登録 … 624頭 狂犬病予防注射 … 6,593頭

### 2. 道路側溝防疫剤散布

道路側溝内の衛生害虫や不快害虫（主にユスリカ）の発生を抑制するため、自主的活動によってそれらを駆除できない場所や地形的に十分な排水勾配をとることができない場所を対象に、錠剤散布消毒を実施することにより良好な生活環境の保全に努めました。

- ・防疫剤散布実績 … 延長：L=200km



### 3. 特定外来生物「アルゼンチンアリ」防除

アルゼンチンアリは南米原産の放浪アリで、不快害虫、農業害虫であると同時に地域の生態系にダメージを与えるため、国から特定外来生物に指定されています。各務原市では、平成19年3月にアルゼンチンアリの生息が確認され、それ以来、地元自治会と協働して防除活動を実施してきました。

平成21年度から平成23年度は、環境省が本市で「アルゼンチンアリ防除モデル事業」を実施し、その実績として、アルゼンチンアリー斉防除マニュアルが作成されました。

平成24年度から平成26年度は、アルゼンチンアリ生息域の自治会と各務原市で設立した「各務原市アルゼンチンアリ対策協議会」により、一斉防除マニュアルにもとづき春と秋の2回、ベイト剤（えさの形をした薬剤）による一斉防除と、冬季防除を行いました。平成27年度からは、市直営で、同様な防除を行っています。防除活動の結果、アルゼンチンアリの個体数は平成24年度当初から減少傾向にあり、防除前初期値の個体数の増加を抑え込んでいます。



#### 4. 「瞑想の森 市営斎場」の管理運営

人生の終焉の場として、荘厳かつ厳粛で、葬送にふさわしい施設環境の保持に努めました。また、火葬業務を円滑に行うため、火葬炉定期修繕工事を実施しました。

表 2-7-1 市営斎場等使用件数

12 歳以上	1,438 件
12 歳未満	1 件
死産児	14 件
胞衣及び産汚物	0 件
身体の一部	5 件
霊安室	23 件
犬猫	1,361 件
待合室	760 件

#### 5. 「公園墓地 瞑想の森」の管理運営

平成 28 年度に市民アンケートによる墓地需要予測を行った結果、承継の心配のいない合葬墓のニーズが多くあったため、市営墓地内に合葬式墓地を整備することになりました。平成 29 年度に実施設計及び地質調査、平成 30 年度に建設工事を行い、令和元年 10 月より供用開始しました。

- ・令和 2 年度一般墓地新規使用許可 … 19 区画



【一般墓地】



【合葬式墓地】

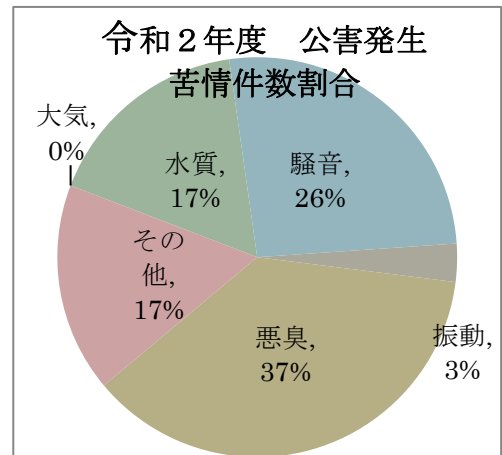
### 第 8 節 公害

環境対策基本法第 2 条では、「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動にともなって相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう、と定められています。

公害苦情の発生件数は下表のとおりですが、市が住民にとって身近な公害苦情の窓口であることから、悪臭、騒音など近隣の事業所・事業活動からの苦情の申し立てが総数の半分をこえています。

表・図2-8-1 公害苦情発生件数

	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
大気	2	3	2	0
水質	11	19	8	11
騒音	14	10	17	17
振動	1	4	2	2
悪臭	11	17	23	24
その他	1	5	3	11
合計	40	58	55	65



## 第Ⅱ編 廃棄物処理

---

### 第1章 令和2年度一般廃棄物処理計画

---

#### 第1節 事業年度

---

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

#### 第2節 一般廃棄物の排出状況

---

1) 計画処理区域	各務原市全域
2) ごみの排出量	51,065 トン／年
3) し尿の排出量	2,930 キロリットル／年
4) 浄化槽汚泥の排出量	41,930 キロリットル／年

#### 第3節 ごみ処理計画

---

収集・運搬する廃棄物の量

1) 可燃ごみ	30,000 トン／年
2) 不燃・破碎ごみ	2,200 トン／年
3) 資源ごみ	1,225 トン／年
4) 有害ごみ	80 トン／年
5) 緑ごみ	600 トン／年



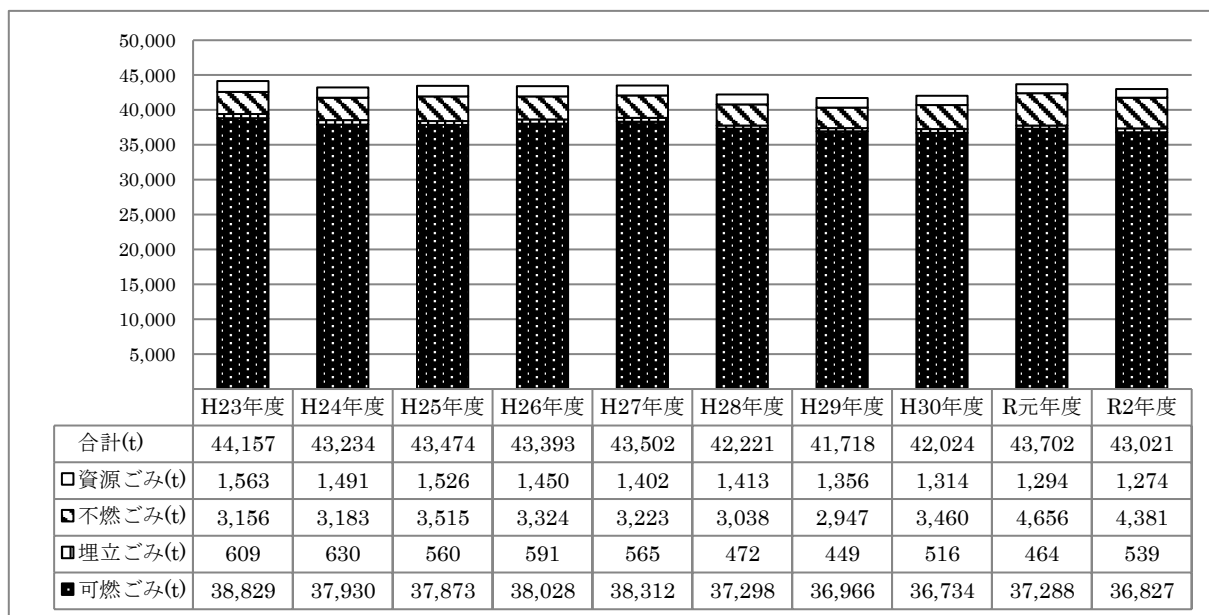
## 第2章 ごみ処理事業

### 第1節 処理の現状

平成30年度までのごみ処理量は減少傾向にありましたが、令和元年度以降は増加しています。これは、コロナ禍における在宅時間の増加によるものと考えられます。

なお、平成23年度からは、祝日（年始を除く）のごみ収集を行い、市民サービスの向上に努めています。

表・図2-1-1 ごみ処理量



### 第2節 ごみ処理単価

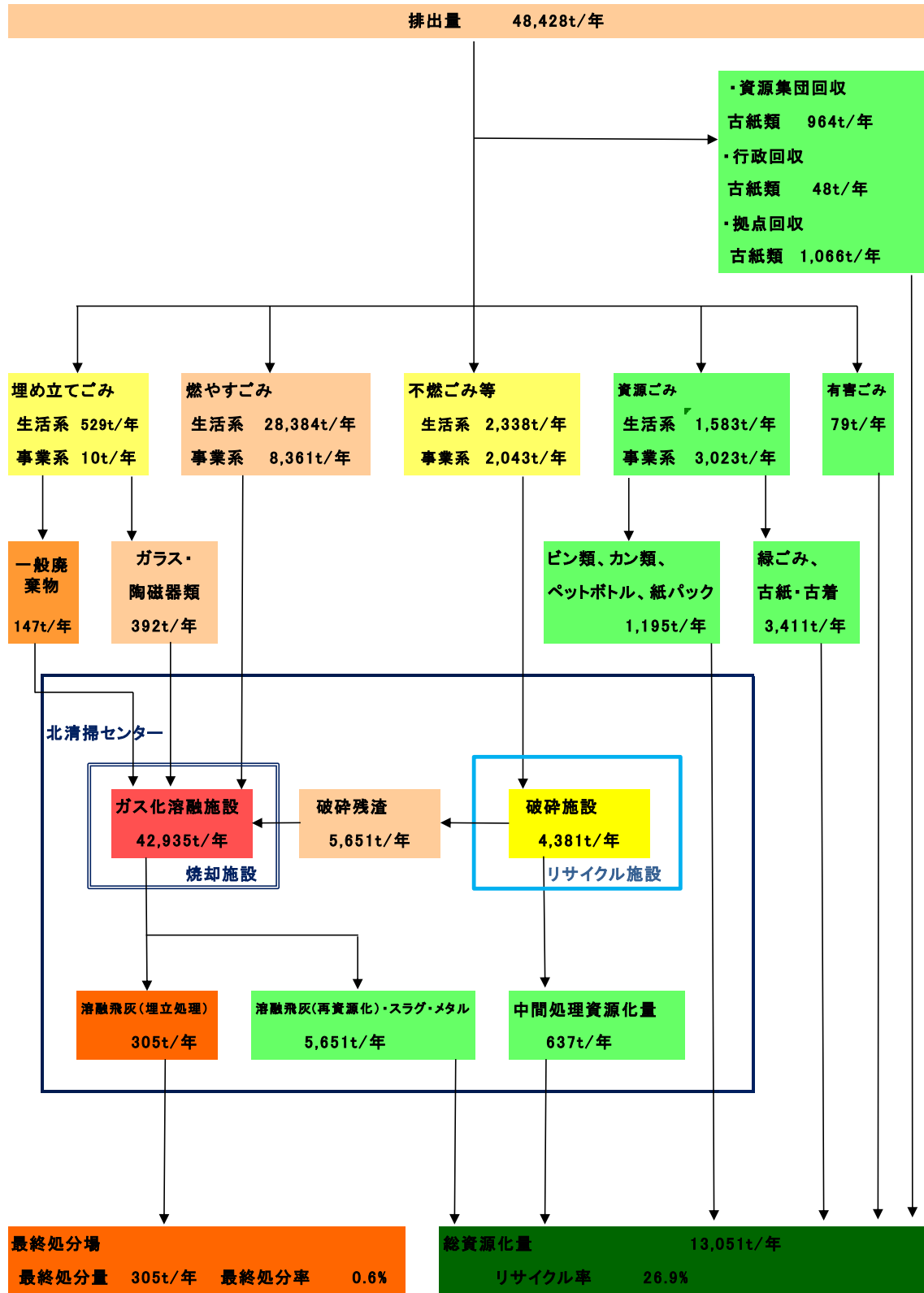
ごみ1トン当たりの処理に係る単価は以下のとおりとなっています。

表2-2-1 ごみ処理単価（令和2年度）

種 別	1トン当たりの単価
収 集	13,507 円
処 理	28,017 円
合 計	41,524 円

### 第3節 収集処理実績（北清掃センターにおける一般廃棄物処理の流れ）

- 令和2年度 ごみ排出量 48,428 t・・・①
- 令和2年度 ごみ資源化量 13,051t・・・②
- 令和2年度 ごみ資源化率 26.9%・・・②÷①



## 第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動

### 1. 紙ごみリサイクル事業

20年度より開始した家庭から排出される可燃ごみの減量化や資源化を推進する「紙ごみリサイクル事業」に取り組みました。

この事業では、以下の3つの取組みを行いました。

- ① 地域のPTA等が主催する資源集団回収による古紙類の定期的な回収
- ② 公共施設や大型ショッピングセンターなど36箇所に「古紙回収ボックス」の設置
- ③ 包装紙や紙箱などの「雑がみ」の回収の強化

回収量につきましては減少傾向ですが、これは、紙の需要にかかる構造的なマイナス要因（広告等の電子媒体への移行、経費削減による薄い紙へのシフト等）のほか、民間事業者による古紙回収拠点の開設によるものと考えられます。

表2-4-1 古紙回収実績

(単位：トン)

年 度	H29	H30	R元	R2
回収実績	3,718	3,327	3,117	2,036

### 2. 緑ごみリサイクル事業

家庭や事業所等から排出される樹木のせん定枝や落ち葉、刈り草などの「緑ごみ」の焼却処理を中止し、市内17ヶ所の回収拠点及び一部自治会において、分別回収を行いました。回収された「緑ごみ」は、市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルされます。

表2-4-2 緑ごみ回収実績

(単位：トン)

年 度	H29	H30	R元	R2
バイオマス燃料化処理	2,973	3,825	3,903	3,328
たい肥化処理	234	—	—	—
合 計	3,207	3,825	3,903	3,328

※バイオマス燃料化処理は、市外の事業系緑ごみは除く。

※たい肥化処理実績は、出荷したたい肥の量を示す。

※平成30年度より緑ごみのたい肥化事業は行っていない。

### 3. マイバッグの推進

平成20年度よりスタートしたレジ袋削減（有料化）事業。市ウェブサイトでマイバッグ使用の呼びかけを行ってまいりましたが、令和2年7月1日よりレジ袋有料化が義務化されたことで、マイバッグの利用が進みました。

また、レジ袋有料化に伴い、これまでの「レジ袋辞退率」から、「レジ袋購入率」として評価します。

なお、令和2年度末の時点で、レジ袋削減に取り組み、市の調査にご協力いただいた店舗は13店舗です。



レジ袋購入率 9.6%

表2-4-3 令和2年度レジ袋調査協力店舗

店舗名	
アピタ各務原店	アミカ各務原店
イオン各務原店	サンマートサカイ蘇原店
スーパーサカイ	スーパー三心蘇原店
スーパー三心那加店	バロー各務原中央店
ピアゴ各務原店	平和堂うぬま店
マックスバリュ各務原店	マックスバリュ各務原那加店
ヤマワ本店	

### 4. 環境行動優良事業所認定事業

平成20年度より地域及び地球規模の環境対策、廃棄物の発生抑制やリサイクル並びにその他環境に配慮した行動を積極的に取り組んでいる市内の事業所等を「環境行動優良事業所」として認定し、その取り組み内容を市ホームページ等を通して、広く市民に周知するなど事業者の環境活動を支援しています。

表2-4-5 環境行動優良事業所認定事業者（認定番号順）41事業所 R3.4.1現在

事業者名
川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニー
岐阜車体工業株式会社
天龍ホールディングス株式会社
岐阜プラスチック工業株式会社
株式会社鶺鴒
エーザイ株式会社 川島工園
川崎岐阜協同組合

中部電力パワーグリッド株式会社 各務原営業所
榎本ビーエー株式会社
高安株式会社
中日本ダイカスト工業株式会社
イオンリテール株式会社 イオン各務原店
ユニー株式会社 アピタ各務原店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原店
ユニー株式会社 ピアゴ各務原店
株式会社サンマートサカイ 蘇原店
株式会社ヤマワ 本店
生活協同組合 コープぎふ 尾崎店
株式会社コノミヤ 鶯沼店
ムトー精工株式会社
株式会社フジミインコーポレーテッド
日本毛織株式会社 岐阜工場
岐阜県金属工業団地協同組合
株式会社 樋口製作所
SANEI 株式会社 岐阜工場
株式会社 イナバ印刷社
テルモ・クリニカルサプライ株式会社
株式会社東海理機 各務原工場
那加印刷株式会社
リメイキング株式会社 各務原営業所
各務原衛生株式会社
株式会社 デザインラボ
各務原清掃株式会社
各務原清掃株式会社 那加営業所
山興印刷株式会社
生活協同組合 コープぎふ 各務原支所
株式会社バロー 各務原中央店
株式会社平和堂 うぬま店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原那加店
株式会社那加自動車教習場
中日新聞那加北部専売店有限会社山田新聞店

製造業者（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事務所にリサイクルボックスを設置し、紙ごみのリサイクルを行っている。</li> <li>・ 構内や駐車場の照明にタイマーや人感センサーを導入することで電力消費量の削減を行っている。</li> <li>・ 排水汚泥をセメント原料化している。</li> <li>・ 環境マネジメントシステム（EMS）の導入。</li> <li>・ 薬品や油は土壤に浸透しない場所で取り扱っている。</li> <li>・ 分別及びリサイクルの徹底により、ゼロエミッションを継続している。</li> <li>・ 事務所の蛍光灯をLED灯に変え、省電力化に取り組んでいる。</li> <li>・ 人感センサーを設置し、不要な照明の消灯に努めている。</li> <li>・ 熱処理炉への保温シート設置により消費電力量を削減している。</li> <li>・ 廃棄物分別リストを社内 web に掲示し、分別の徹底を図った。</li> <li>・ 事務用品等で再生品・エコマーク商品・グリーン購入法適合商品を積極的に購入、活用している。</li> <li>・ 裏紙の使用、縮小・両面コピーの利用を推進している。</li> <li>・ 従業員のマイバック、マイカップ、マイはし等の持参</li> <li>・ 敷地周辺は定期的に清掃している。</li> <li>・ クールビズ、ウォームビズを実施し、冷暖房による使用電気量を削減している。</li> <li>・ 外気温に応じて構内放送を流し、空調機器の運転/停止を行っている。</li> <li>・ 水質・大気等について、法令の環境規制より厳しい自社基準値を設定している。</li> <li>・ 排水を常時モニターし、有害物が工場外へ流出しないようにしている。</li> <li>・ 高効率コジェネをフル活用し、熱と電気をバランスよく使用している。</li> <li>・ 製品毎の不良ロス率を数値目標化して工程改善に取り組んでいる。</li> <li>・ 近隣の小中学校の工場見学を積極的に受入れ、環境学習の一環として協力している。</li> <li>・ 空調機器、トランス、照明の更新時に高効率なものを選定している。</li> <li>・ 作業員に対し、ごみ削減対策、地球温暖化などの環境改善への啓発をしている。</li> </ul>
小売業者（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみを計量し、廃棄量を可視化することで、廃棄抑制に努めている。</li> <li>・ 店舗入り口にリサイクルボックスを設置して、使用済容器等を回収している。</li> <li>・ 買物袋持参運動の実施（マイバッグ・マイバスケットの販売、レジ袋有料化）</li> <li>・ 詰替商品、ばら売り商品、ラベルレス商品といった環境配慮商品を販売促進している。</li> <li>・ 駐車場等にアイドリングストップのポスターや看板を設置し、お客様、お取引先様、従業員に協力を依頼している。</li> <li>・ 駐車場に古紙回収コンテナを設置し、家庭から出た資源ごみの回収を実施している。</li> <li>・ 店舗で使用した廃食用油をBDF燃料に再資源化している。</li> <li>・ 事業所ごみの排出元別（売場別）計量化の実施により排出量削減に努めている。</li> <li>・ 所品納品時にオリコン（プラスチックカゴ）を使用し、段ボール等の排出量削減に努めている。</li> </ul>

## その他業種（一部抜粋）

- ・ 通気性に優れた制服を採用し、エアコン使用時の電力消費量の削減に努めている。
- ・ ドライブレコーダーとタコグラフ機能の付いた車載器を車両に搭載し、運転手にエコドライブ・安全運転を意識させている。
- ・ エコカーを導入している。
- ・ 次世代層に対する環境教育を実施している。
- ・ 太陽光発電により CO2 排出を削減している。
- ・ ペーパーレスを意識し、FAX やメールの機能を活用している。

## 5. 不用品交換銀行

不用品交換銀行は、家庭において不用になった家庭用品等で、まだ再使用できる物品について、これを希望する市民に情報を提供し、再使用を推進し、資源の有効利用と不用品再利用等に関する市民意識を高めることを目的とした制度です。

令和2年度は、46件成立しました。

(件)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
譲受希望	207	174	164	163	208	182
提供希望	173	123	174	142	171	105
成立	82	68	67	50	51	46

## 6. 広報活動

一般廃棄物の処理について、行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市ウェブサイトや広報紙等により、次の広報活動を実施しています。

- (1) 市の環境状況や環境施策の進捗状況を市民・事業者等に報告するための資料として「各務原市環境報告書」を作成し、市ウェブサイトに掲載。
- (2) ごみの回収や出し方の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ出しガイドブック」の配布
- (3) 紙ごみ・緑ごみの回収についての周知を目的とした「古紙回収ステーション一覧表」「緑ごみ拠点回収日程表」の配布
- (4) 市ウェブサイトや広報紙を利用した環境行政に関する情報の提供
- (5) 生ごみの水切りについて、広報紙・自治会回覧・各種イベントでのチラシを配布
- (6) 食品ロス削減について、広報紙・自治会回覧・各種イベントでのチラシを配布
- (7) 雑がみの分別について、広報紙・自治会回覧・各種イベントでのチラシを配布

## 7. 出前講座

市民生活の中から出てくるごみの処理や、ごみの分別・リサイクルについて、より理解を深めていただくため、市民団体・学校等の集会において出前講座を開催しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

# 第3章 し尿処理

## 第1節 処理実績

し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、平成23年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

処理量については、毎年度横ばい状況でしたが、平成23年度は大規模浄化槽の廃止により増加しました。また、合併浄化槽の設置義務化に伴い、搬入される処理対象物の性状が大きく変化しています。その変化に対応し、また地域住民にも受け入れられる安全な施設として稼働できるように努めます。

表・図3-1-1 し尿処理量

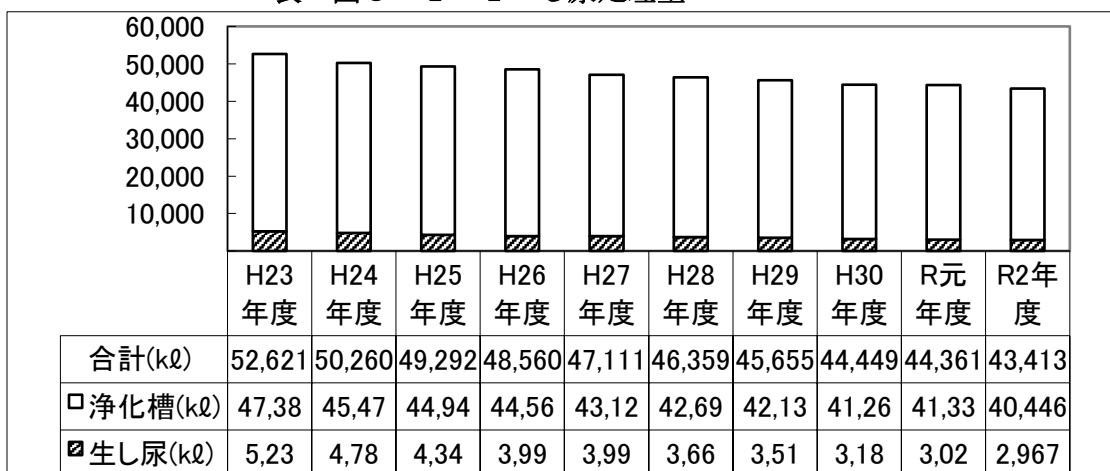
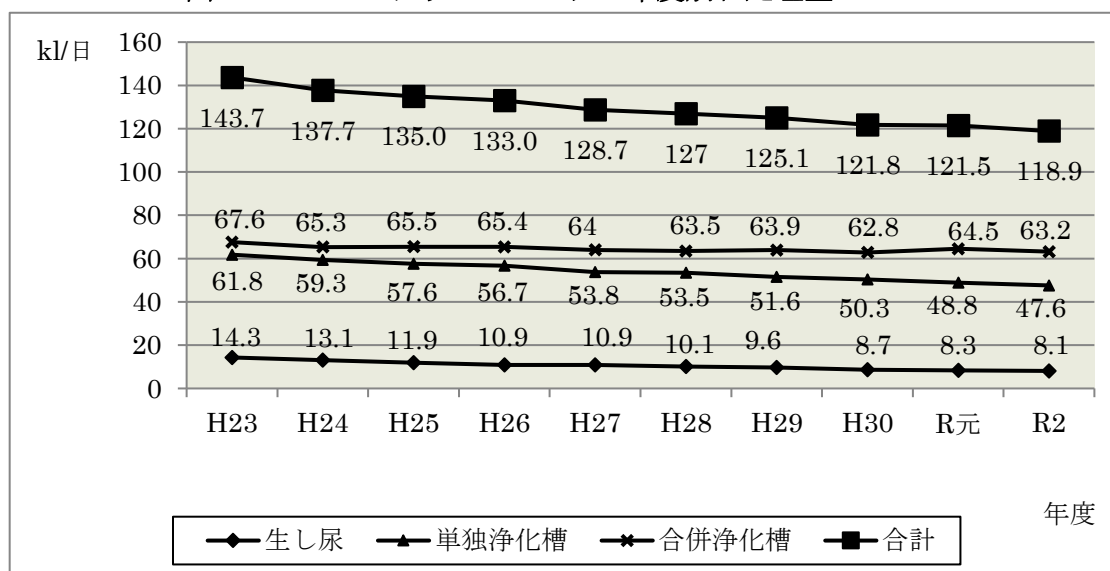


図3-1-2 クリーンセンター年度別日処理量



※平成23年度からは川島地区処理量を合算しています。



## 令和2年度 環境トピックス

### 全自治会へゴム手袋を配布

新型コロナウイルス感染防止対策のため、不燃ごみステーションでの分別作業に役立てていただけるよう、全自治会にゴム手袋を配布しました。（令和2年7月）

### インクカートリッジ回収ボックス

ごみの減量・リサイクル意識の向上のために、令和2年10月から、インクカートリッジ回収ボックスを設置しました。（協力：リサイクル業者 JIT）

設置場所は、産業文化センター1F 総合窓口横、鶴沼市民サービスセンター（フレアーレ）入口、川島市民サービスセンター入口、北清掃センター焼却施設及びリサイクル施設内の5カ所です。



産業文化センター

# 全体評価

自然と共生するまちづくり																											
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用																											
目的	一般家庭や市民清掃から出る緑ごみについては、バイオマス燃料として利用することにより二酸化炭素排出量を削減する。																										
事業内容	<p><b>家庭緑ごみ等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>拠点回収</b> 家庭から発生する樹木の枝などを毎月市内 17ヶ所の回収拠点で受け入れを行い、再資源化施設へ搬入した。計 268 t を回収した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">回収拠点での回収量の月別推移</p> <div style="text-align: center;"> <p>月別拠点回収量 (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>12.83</td></tr> <tr><td>5月</td><td>30.5</td></tr> <tr><td>6月</td><td>28.48</td></tr> <tr><td>7月</td><td>15.19</td></tr> <tr><td>8月</td><td>18.98</td></tr> <tr><td>9月</td><td>27.19</td></tr> <tr><td>10月</td><td>46.58</td></tr> <tr><td>11月</td><td>14.16</td></tr> <tr><td>12月</td><td>27.57</td></tr> <tr><td>1月</td><td>14.81</td></tr> <tr><td>2月</td><td>17.91</td></tr> <tr><td>3月</td><td>13.94</td></tr> </tbody> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>その他回収</b> 北清掃センター持込み 108 t、自治会主催の拠点 11 t、市民清掃 0 t、市施設 116 t、事業系 2,823 t の回収を行った。 緑ごみは再資源化施設においてバイオマス燃料としてリサイクルした。</li> </ul>	月	回収量 (t)	4月	12.83	5月	30.5	6月	28.48	7月	15.19	8月	18.98	9月	27.19	10月	46.58	11月	14.16	12月	27.57	1月	14.81	2月	17.91	3月	13.94
	月	回収量 (t)																									
4月	12.83																										
5月	30.5																										
6月	28.48																										
7月	15.19																										
8月	18.98																										
9月	27.19																										
10月	46.58																										
11月	14.16																										
12月	27.57																										
1月	14.81																										
2月	17.91																										
3月	13.94																										
評価	市内で発生した緑ごみをバイオマス燃料として 3,902 t を資源化することができた。																										

## 資源を大切に暮らすまちづくり

### 古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供

目的  ごみの減量化、リサイクルの推進による持続可能な循環型都市づくりを推進するため、古紙、雑がみ等の回収を積極的に推進する。

#### 資源集団回収の奨励

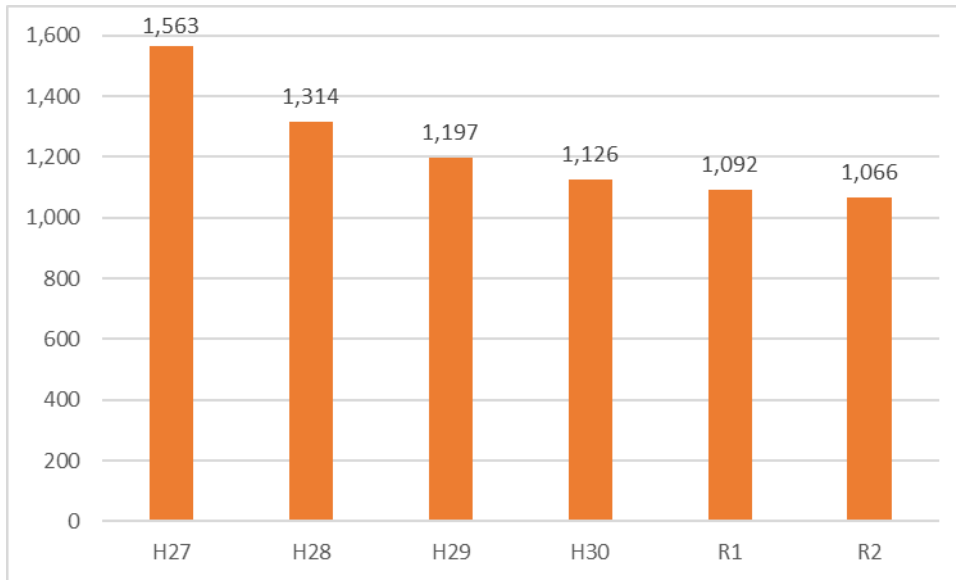
平成2年度から奨励金制度を開始し、令和2年度は1kgあたり10円の奨励をした。令和2年度の登録団体は73団体で、964tの古紙を回収した。

#### 古紙拠点回収の推進

公共施設21箇所、協力団体6箇所、協力店7箇所、回収業者2箇所、計36箇所の古紙回収ステーションで実施し、1,066tの古紙を回収した。

古紙回収ステーションにおける回収量推移

(単位：トン)



事業内容

#### 行政回収

川島地区で年10回古紙類の行政回収を行い、43tの古紙を回収した。

評価

令和2年度の古紙回収量は、2,073t（令和元年度比33.5%減）となった。要因としては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために資源集団回収を中止した団体が多く、令和元年度と比較して1,979t→964tと大きく減少したことが挙げられる。古紙回収量は減少しているものの、ごみの総量は増加していないことから、民間の古紙回収拠点へ持ち込まれているものと考えられる。



環境報告書 令和3年度版（令和2年度実績）

〔編集・発行〕 各務原市役所 市民生活部 環境室 環境政策課

〒504-8555 岐阜県 各務原市 那加桜町 1丁目69番地

TEL(代表) 058-383-1111 (内線)2473~2476

TEL(直通) 058-383-4230

FAX(直通) 058-383-6365

〔発行日〕 令和3年9月

〔印刷〕 各務原市